

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成31年3月5日（火）

地域福祉課

地域福祉課成年後見制度利用促進室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課消費生活協同組合業務室

目 次

重点事項

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について	1
第2 地域福祉の推進等について	
1 地域福祉(支援)計画について	2
2 民生委員について	4
3 社会福祉協議会について	8
4 被災者に対する見守り等の支援の推進について	9
5 ひきこもり対策について	10
6 寄り添い型相談支援事業について	12
7 孤立死防止対策の推進について	13
8 地方改善事業等について	17
第3 成年後見制度の利用促進等について	
1 成年後見制度の利用促進について	24
2 日常生活自立支援事業について	28
第4 生活困窮者自立支援制度の推進について	
1 生活困窮者自立支援制度の推進について	29
2 生活福祉資金について	62
3 ホームレス等への自立に向けた支援について	67
第5 消費生活協同組合の指導・監督について	
1 生協行政の基本的考え方について	69
2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について	69
3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	70

4 関係法令等の改正について	
(1)平成31年度税制改正について	71
(2)消費税の軽減税率制度について	72
(3)組合役員の欠格条項の見直しについて	72
(4)消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	
①第三分野共済の不確実性への対応について	72
②税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更について	73
(5)民法改正に伴う所要の対応について	73
5 災害時の員外利用に係る取扱について	74
6 政治的中立の確保について	74

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について	76
2 ひとり親支援施策と生活困窮者支援施策における子どもの学習支援事業の 効果的・効率的な連携事例について	77
3 平成31年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について	78

参考資料

1 地域共生社会関係	79
2 地域福祉計画策定状況	81
3 民生委員事例	87
4 被災者見守り・相談支援事業	88
5 ひきこもり対策	90
6 寄り添い型相談支援事業実績	93
7 アイヌ新法概要	94
8 隣保館と関係部局・機関との連携事例	95
9 成年後見制度関係	96
10 生活困窮者自立支援制度 施行状況	99
11 生活困窮者自立支援制度 改正法概要	101
12 生活困窮者自立支援制度 予算等	105

13	生活困窮者自立支援制度 国庫負担・補助基準等	110
14	生活困窮者自立支援制度 就労支援	114
15	生活困窮者自立支援制度 平成30年度に向けた取組のポイント等	120
16	生活困窮者自立支援制度 人材養成	160
17	生活福祉資金関係	162
18	ホームレス対策関係	167
19	ひとり親施策 連携事例	169
20	消費生活協同組合関係	173
21	地域福祉課平成31年度予算(案)概要	176

重 点 事 项

第1 「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について【資料P79参照】

1 「地域共生社会」の実現に向けて

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。

厚生労働省では、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）をとりまとめ、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を掲げている。

このうち、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」に資するよう、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、(3)地域福祉計画の充実を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）を改正し、平成30年4月から施行されたところである。なお、改正法の附則において、法律の公布（平成29年6月）後3年を目途として、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずる旨が規定されており、モデル事業（地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業）から見えてきた課題も踏まえつつ、検討を行っているところである。

2 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりや、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりに取り組む市町村を支援するモデル事業を実施している。

平成31年度予算案においても、28億円を計上し、自治体の創意工夫のある取組を支援することとしている（200自治体程度を想定）。各自治体におかれては、モデル事業を活用しながら、「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組をお願いしたい。

なお、実施要綱等については、基本的な枠組みは変更しないが、都道府県事業について、市町村等に配置される相談支援包括化推進員等の人材養成に係る事業を追加することとしている。詳細については、追ってお示しする。

第2 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について【資料P81参照】

（1）計画の策定状況について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。平成30年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は75.6%である。市区部、町村部別にみると、市区は90.9%であるのに対し、町村部では62.1%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。また、都道府県地域福祉支援計画の策定率は91.5%となっている。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第106条の3第1項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は674市町村であり、このうち52.5%にあたる354市町村が当該事項を盛り込んでいる状況にあり、都道府県では、48.9%にあたる23都道府県が当該事項を盛り込んでいる。

さらに、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施

策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、都道府県では 66.0%、市町村では 50.9%の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。

平成 30 年 4 月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、法第 10 条第 1 項において、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として 5 項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合））が掲げられており、法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの 5 項目の全てを定めることが必要であり、全てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。

都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインにおいては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として上記 5 つの項目のそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているところであるが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づく、「消費者見守りネットワーク」（消費者安全確保地域協議会）による取組は、高齢者の権利擁護に資するものであると考えられるため、このような取組についても、地域福祉（支援）計画に盛り込んでいただきたい。

（参考）地域福祉計画策定状況等調査結果

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

（２）計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も 4 月を目途に調査を実施す

る予定であるので、引き続きご協力願いたい。

2 民生委員について【資料P 87参照】

(1) 平成 31 (2019) 年度における一斉改選について

現任の民生委員については、2019 年 12 月 1 日に一斉改選を迎えることとなる。次期一斉改選に向けては、各自治体において、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
- ・ 次期民生委員候補者の推薦事務
- ・ 委嘱・解嘱、特別表彰に係る事務

等の事務処理が必要となる。

現時点でのスケジュールについては、以下を予定しているので、各自治体におかれては、次期一斉改選を円滑に行うため、関係通知を踏まえつつ、事務に遺漏のないよう、万全を期されたい。

なお、東日本大震災の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、平成 31 年 1 月 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を発出しているので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分に意思疎通を図られたい。

(参考) 平成31年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール (案)

業務内容	H31 スケジュール	H28 実績
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	7月下旬	8月24日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出(自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	10月上旬	11月上旬
⑤徽章発送 (厚労省⇒自治体)	10月下旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告 (厚生局⇒厚労省)	12月中旬	12月9日
⑧プレスリリース (厚労省)	12月下旬	1月16日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(2) 民生委員に期待される役割

平成29年度には制度創設100周年を迎えたところであり、ますます民生委員の役割は重要となっている。

このような中、地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっており、第1にあるとおり、「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を推進している。

また、生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つで

ある。

こうした施策を展開していく上で、地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋の役割も担っている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にたどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

（３）民生委員活動への支援について

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、平成 28 年度に 1 人当たりの活動費（実費弁償に要する費用）の増額を、平成 29 年度には、地区民生委員協議会が民生委員活動を支援する体制の強化を図るため、協議会活動推進費の増額を図った。

民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、対応をお願いしたい。

また、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、一部の自治体においては、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫による取組についても実施、検討いただくなど、特段の御配慮をお願いしたい。

また、民生委員法第 10 条において、民生委員には給与を支給しないものとされており、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員への実費弁償費について講じているものである。なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（（報酬及び費用弁償費））の規定により受ける費用の弁償は、

所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならないものであるため、御留意いただきたい。

(4) 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成24年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取扱いについて御配慮願いたい。

また、昨年、個人情報保護委員会事務局が、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」を更新し、民生委員・児童委員が本人の同意を得ることなく市町村や民間の事業者から個人データの提供を受けることができる場合を明確化しており、これについて各自治体の個人情報保護担当課に対し事務連絡を発出している。当該Q&Aについては、個人情報保護委員会ホームページにおいても公表されているので、参照されたい。

(5) 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明について

いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消の登記の申請の登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住し

ていないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知がされているので、御承知置きいただきたい。

(6) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっている。民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体におかれては、平時より、防災担当部局と連携して対応いただきたい。

3 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に伴い、育児、介護、障害、貧困等、同時に直面する世帯や、一つの世帯の中で複合化・複雑化した課題を有する等、地域住民が抱える福祉ニーズが多様化しており、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。

こうした状況に対応するため、社会福祉法人制度改革においても、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、一層の地域福祉の推進及び積極的な地域づくりへの取組をお願いしたい。

また、近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。災害ボランティアセンターについては、内閣府防災担当から「防災におけるNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック（※）」等が示されている。

各自治体の社会福祉協議会担当部署におかれては、災害時の社会福祉協議会の負担軽減の観点からも、防災担当部署と十分連携の上、災害時における社会福祉協議会

の役割や行政の支援等について明確するよう努められたい。

(※) 「防災における NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(P18 抜粋)

災害ボランティアセンターの主な運営者は、平時から地域福祉の担い手であり地域とのネットワークがある社会福祉協議会です。(社協以外にも、行政や NPO によって設置・運営されるケースもあります)。社会福祉協議会には、地元の組織としての実績をもとに災害直後から迅速に活動できる強みがあり、災害時には平時からのネットワークを総動員して被災者支援を行います。近年の災害時においても、災害ボランティアセンターを通じたボランティア活動は被災者支援における大きな力となりました。

災害時に社会福祉協議会によって設置されることが一般化した災害ボランティアセンターですが、これは必ずしも社会福祉協議会の責務として位置付けられているものではなく、社会福祉協議会により自発的に運営されている組織体です。市町村の社会福祉協議会は人員・予算とも必ずしも潤沢にあるわけではないため、多数のボランティアの対応を一手に引き受ける災害ボランティアセンターの運営により社会福祉協議会が本来の福祉サービス提供者としての強みを発揮できなくなっている現状もあり、社会福祉協議会の負担を軽減する災害ボランティアセンターの設置・運営等について事前に協定を締結し、資金面の支援等について明確にしておくことも考えられます。なお、災害ボランティアセンター運営の原資となる中央共同募金会による災害等準備金の助成の枠組は、一般に災害救助法が適用された場合等に利用できます。

4 被災者に対する見守り等の支援の推進について【資料 P 8 8 参照】

東日本大震災、熊本地震及び平成 30 年 7 月豪雨による応急仮設住宅等に入居する被災者に対して、引き続き、相談員の巡回による孤立防止のための見守りや相談支援等を推進するため、平成 31 年度予算案においても、必要な予算額を計上したところである。

関係自治体におかれては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めるとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、関連施策とも密接な連携・役割分担を図っていただきたい。

また、これまでは大規模災害発生に応じて事業化を図ってきたが、一般事業化することとしたところである。これにより発災時に、自治体が速やかに事業実施できる仕

組みとしたところであるので、御留意いただきたい。

(参考) 平成 31 年度予算額 (案)

- ・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」177 億円の内数
- ・被災者見守り・相談支援事業 生活困窮者就労準備支援事業費補助金 11.5 億円

5 ひきこもり対策について【資料 P 90 参照】

(1) ひきこもり対策推進事業について

平成 21 年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センター（以下「センター」という。）を各都道府県、指定都市への整備を進めてきた結果、平成 30 年 4 月に全ての都道府県、指定都市（67 自治体）に設置されるに至った。ひきこもり支援を必要とする本人や家族が適切な支援を受けるためには、相談窓口の認知が重要であるので、センターを始め、管内のひきこもり相談窓口や支援に関する関係機関等について、一層の周知をお願いする。

平成 30 年度からは、市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業において、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施する事業やひきこもり支援のノウハウを蓄積しているひきこもり地域支援センターによるひきこもり支援関係機関及び市町村へのバックアップ機能を強化する事業を盛り込んでいる。

さらに、平成 25 年度より、ひきこもり状態のある本人（以下「本人」という。）や家族に対する早期対応を目的に、住み慣れた身近な地域において継続的な訪問支援を行う「ひきこもりサポーター」（ひきこもりを抱える家族等の当事者（ピアサポート）等含む）を養成し、派遣する事業を行っているところであるが、平成 30 年度予算からは、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点を推進する事業への拡充を図っている。

各自治体におかれては、これらの事業を活用するなど、ひきこもり状態にある方にとってより身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化していただくよう、積極的な取組をお願いしたい。

なお、本事業は、社会福祉法人、NPO 法人等に委託や補助を行うことを可能と

していることから、民間の柔軟で多様な取組を活用する等、効果的な実施を併せてお願いする。

(参考) 「ひきこもり対策推進事業」の平成 31 年度国庫補助基準額 (案)

1 ひきこもりセンター設置運営事業

以下の区分ごとに算出して得た額の合計額を国庫補助基準額とする。

ア 基本額

基本額	国庫補助基準額
成人期・児童期のどちらも支援の対象とする場合	1 自治体当たり 20,000 千円
成人期・児童期のいずれかのみを支援の対象とする場合	1 自治体当たり 10,000 千円

イ 加算額

加算額	国庫補助基準額
市町村等支援員を加配して、市町村や関係機関に対して支援する場合	1 自治体当たり 3,000 千円
訪問相談支援員を加配して、訪問支援を行う場合	1 自治体当たり 3,000 千円

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

1 自治体当たり 1,000 千円

3 ひきこもりサポート事業

1 自治体当たり 3,000 千円

(2) 生活困窮者自立支援制度との連携について

ひきこもりの問題については、本人が抱える個別の問題と家族間での先行きが見えない不安や心労、親自身の高齢化といった問題が複合することにより、本人のひきこもり状態の長期化、高年齢化につながっていることが考えられる。

生活困窮者自立支援制度については、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など、生活全般に渡る包括的な支援を行うものであるが、ひきこ

もりの状態にある者については、既に生活困窮の状態にある場合もあれば、現に生活困窮の状態に至っていないくとも、その生活状況故に、将来的に生活困窮に陥るリスクの高い者も含まれる。

については、各自治体においては、生活困窮者自立支援制度とセンターとの連携を図っていただくとともに、地域の社会資源との密接な連携・協力を行い、積極的なネットワークの構築をお願いする。

また、ひきこもりの問題は、人と社会、人と人との関係性が根底にあり、専門機関や専門職のみの力では解決できないものであるため、本人や家族に対する傾聴や地域での見守り等も必要不可欠であることから、ひきこもり状態に関して、現場での多くの経験を有し、全国的な当事者団体である「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」（地域ごとの支部を含む。）等とも連携、協力していただくようお願いする。

※ 平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」

(3) ひきこもり状態にある者への支援を行う関係機関とのネットワークについて

ひきこもり支援は、当事者とその周囲の状況や当事者の意向等により、生活支援、医療支援、就労支援など、各種支援を組み合わせで行われるものであり、支援のあり方は様々である。

このような様々な支援が必要であることから、ひきこもり地域支援センターや市町村におけるひきこもりの相談窓口におかれては、福祉関係（福祉事務所、地域包括支援センター、児童相談所等）、教育関係（スクールソーシャルワーカー、教育委員会等）、保健医療関係（精神保健福祉センター、医療機関等）、就労関係（ハローワーク、ひきこもり状態にある方を雇用する企業等）など、幅広いネットワーク作りに、積極的に取り組んでいただきたい。

6 寄り添い型相談支援事業について【資料 P 93 参照】

本事業は、生活上や自殺の悩み、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24 時間 365 日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的とした事業である。

平成 30 年度は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターを実施者に選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施しているところであるが、平成 31 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、事業実施者については、改めて選定することとしているので、御承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体におかれては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段の御配慮をいただきたい。

※ 平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 14 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成 27 年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

7 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に、

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報取り扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知）
- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

また、孤立防止のための自治体を始めとした地域の関係機関のネットワークの強化や見守り体制の構築には、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法に市町村の努力義務として規定されている

- ① 地域住民が交流する拠点の整備などの地域づくりの取組
- ② 身近な地域で住民の相談を包括的に受け止める場の整備

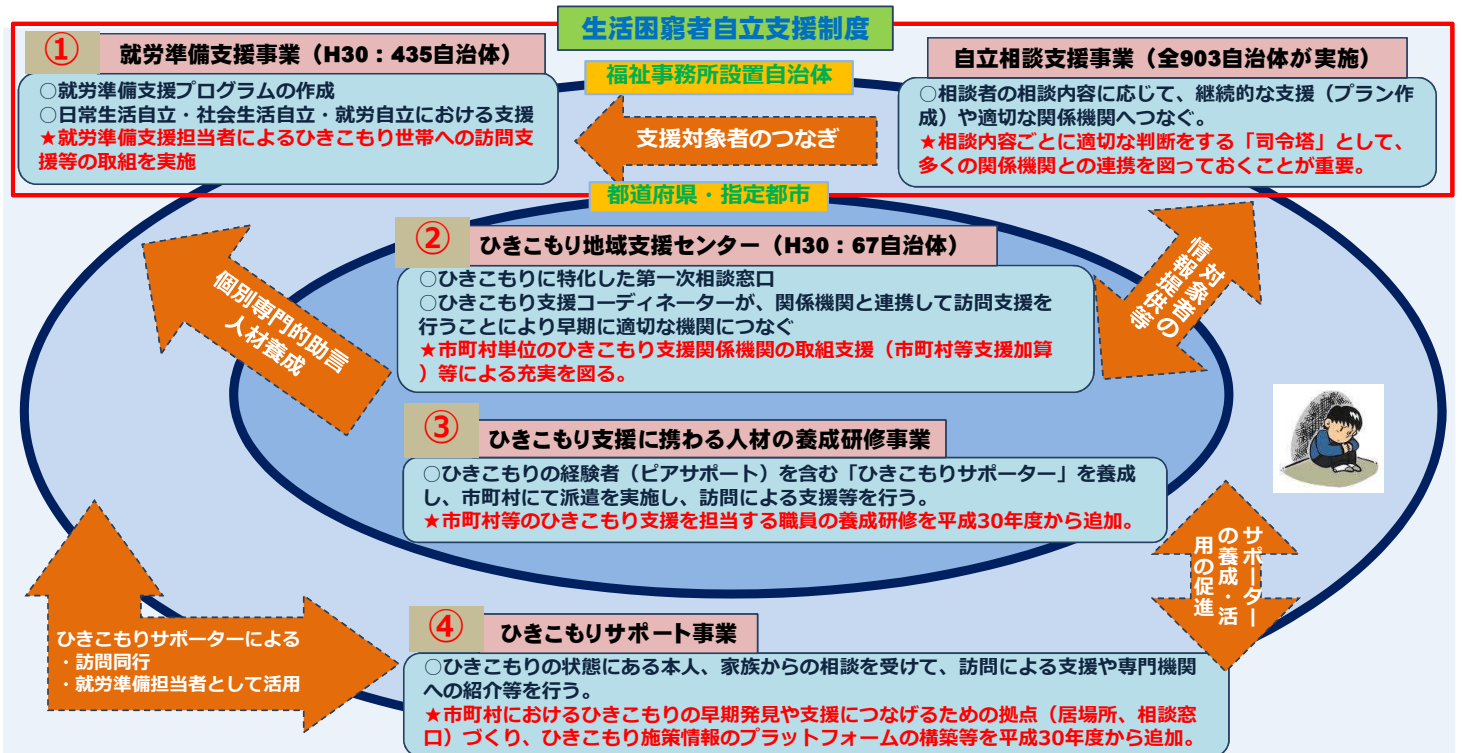
③ 相談支援機関が協働して、課題を解決するネットワーク体制の整備が有用であると考えられることから、これらの取組を推進いただきたい。

市町村におけるひきこもり支援の全体像

【地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業、ひきこもり対策推進事業】

平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算 438 億円の内数

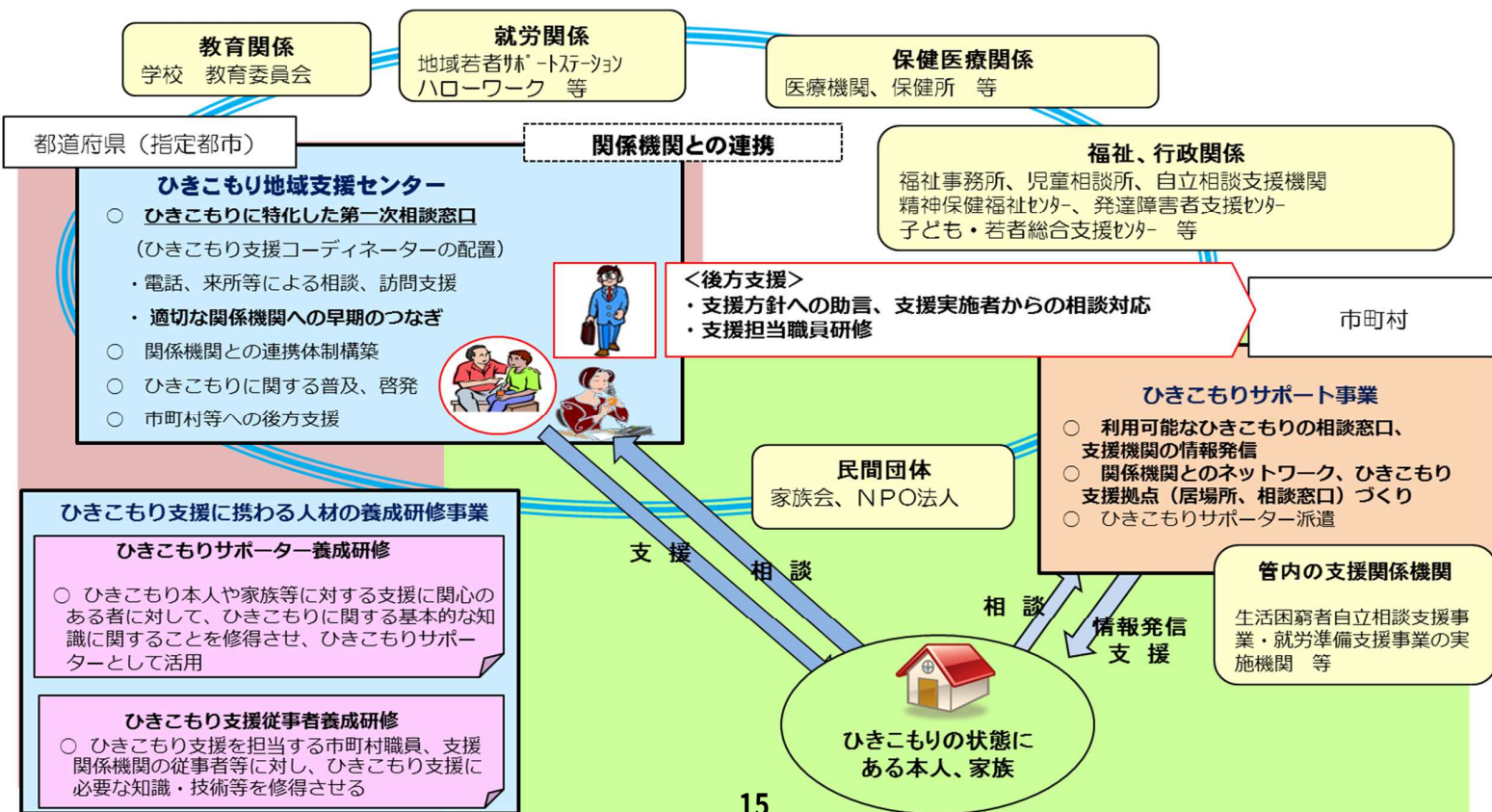
- ◇ 福祉事務所設置自治体単位で実施する就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を行うとともに、ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



○ひきこもり対策推進事業 平成31年度予算額（案）：生活困窮者自立支援制度関係予算 438 億円の内数

【概要】

- ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。



被災者見守り・相談支援事業について

平成31年度予算案 11.5億円
(平成30年度予算 7.5億円)

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。

このような被災者が、応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

都道府県センター（事業所）

- ◆総括生活支援相談員等を配置
- 各市町村センターの支援
(研修実施、アドバイザー派遣等)



連携・協力

- ・専門職団体
(県社会福祉士会、県ケアマネ協会、
県介護福祉士会、県弁護士会等)
- ・主要NPO等民間支援団体 等

支援

市町村センター（事業所）

- ◆主任生活支援相談員、生活支援相談員、生活支援補助員
(地域住民等)等を配置



連携・協力

- ・社会福祉法人
- ・NPO等民間支援団体
- ・ボランティア団体
- ・民生委員・児童委員
- ・自治会 等

つなぎ

- ・見守り安否確認
- ・相談の受付
- ・各専門支援機関へのつなぎ
- ・コミュニティづくり

等

見守り・相談支援等



高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て世帯等

仮設住宅

みなし仮設



関係支援機関

- ・生活困窮者自立支援機関
- ・地域包括支援センター
- ・在宅支援診療所
- ・こころのケアセンター
- ・地域生活支援拠点
(障がい者)
- ・デイサービス事業所
- ・保育所、こども園
- ・ハローワーク 等

【実施主体】

都道府県、市町村 等(委託可)

【補助率】 1/2(※)

※特定非常災害の場合
発災年度を含み3年 10/10
4～5年目 3/4
6年目以降 1/2

8 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして各種の事業を行っているところである。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業への積極的な取組みについて周知願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が厚生労働関係部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、社会福祉法による諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 29 年 3 月時点での隣保館の耐震化率は 68.1%であり、社会福祉施設の中でも著しく低

いものとなっている。

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、旧耐震基準に則った構造になっているなど、耐震化に課題を抱えている館が多いことから、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年 12 月 14 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に、隣保館の耐震化対策等について盛り込み、改築や大規模修繕等による耐震化整備（2020 年度までの 3 カ年）及び倒壊、破損等を防止するためのブロック塀等の改修整備（2018 年度）を集中的に進めていくこととしている。

このため、平成 30 年度第 2 次補正予算案において、隣保館の耐震化整備及びブロック塀改修工事等のための経費として 3.9 億円を確保するとともに、平成 31 年度予算案においては、上記の緊急対策を含む総額 14.7 億円を確保したところである。

各自治体におかれては、平成 30 年度当初予算を大幅に上回る額が緊急対策として計上されている趣旨に鑑み、この機会に、積極的に予算の活用を努められたい。なお、隣保館を所管する部局に確実に情報が共有されるようお願いする。

【参考】

「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」＜平成 30 年 12 月 14 日閣議決定＞（抄）

第 2 章 取り組む対策

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水、大規模な土砂災害、火山噴火、地震による住宅、建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、広域にわたる大規模津波等のほか、密集市街地等における大規模火災により多くの人命・財産が失われる事態や、農地・森林等の被害による国土の荒廃に伴い複合災害・二次災害が発生する事態を回避する必要がある。

このため、これらの自然災害による被害を防止・最小化するために必要な対策のうち、近年の自然災害発生状況に鑑み、特に緊急に実施すべき対策を実施する。

第 3 章 各項目の主な具体的措置

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

・ 社会福祉施設等に関する緊急対策〔耐震化、ブロック塀等〕（厚生労働省）

第 6 章 対策の事業規模

初年度の対策として速やかに着手すべきものについては 2018 年度（平成 30 年度）第 2 次補正予算により対応することとし、さらに、2019 年度（平成 31 年度）当初予算及び 2020 年度（平成 32 年度）当初予算の臨時・特別の措置を活用することとする。

近年、隣保館等をはじめ共同作業場等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されることから、

財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で情報提供いただきたい。

(2) アイヌ政策の推進について【資料P 9 4 参照】

政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

平成 30 年 5 月 14 日に開催されたアイヌ政策推進会議政策推進作業部会の報告において、国における新たなアイヌ政策の構築に向けて、「従来の福祉政策の一部から、地域振興、産業振興、国際交流等を含めた幅広い取組となるよう、立法措置についての検討を加速」することとされ、平成 30 年 12 月 19 日のアイヌ政策推進会議においても、新たな立法措置と、それに伴う交付金制度の創設が示されたところである。

これらを踏まえ、平成 31 年 2 月 15 日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出されたところであるので、その動向に留意いただきたい。

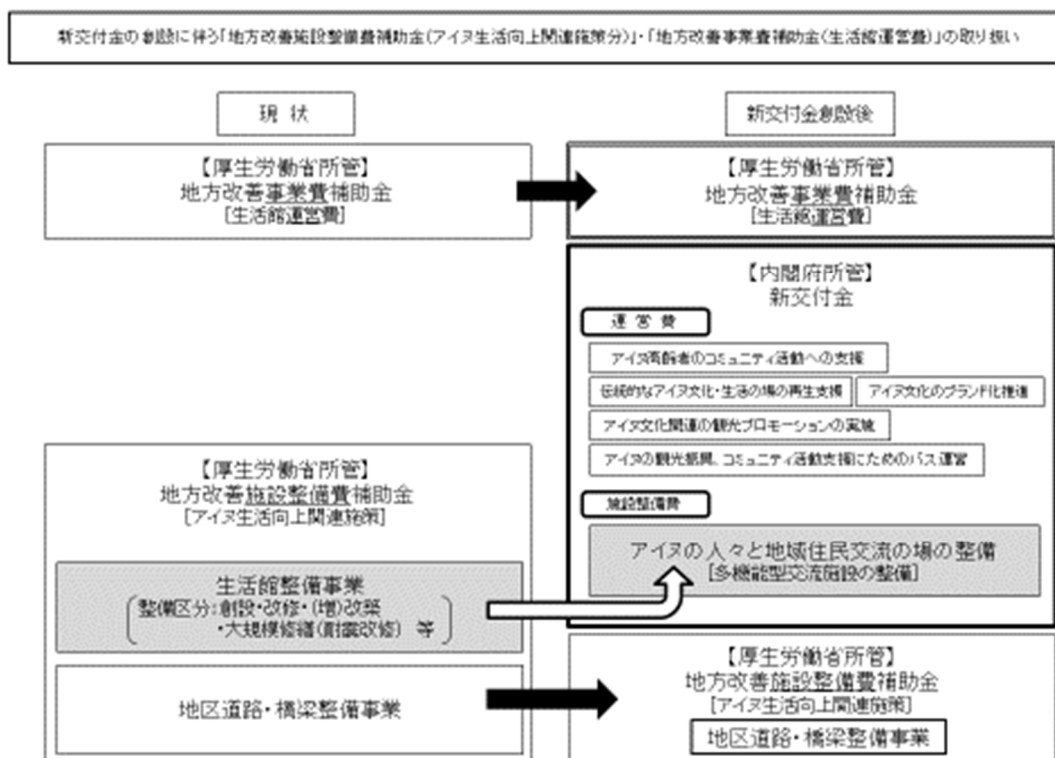
生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場としても、重要な役割を担う施設である。その老朽化等に伴う整備については、これまで、厚生労働省が所管する「地方改善施設整備費補助金」において対応してきたところであるが、平成 31 年度以降、生活館の整備については、平成 31 年度予算案に計上された「アイヌ政策推進交付金（仮称）」（内閣府所管）（平成 31 年度予算案 10 億円）に移管し、老朽化に伴う耐震改修等を積極的に推進することとしている。

一方、北海道における生活館の整備費以外の、地域住民の生活環境等の改善を図るための整備費（地方改善施設整備費補助金）や、生活館運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管することとなるので、これらの申請等に当たっては遺漏なきよう留意願いたい。

また、アイヌの人々の生活相談に対応するため、平成 28 年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、平成 31 年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。

関係自治体におかれては、アイヌ政策を巡る状況について御理解の上、本事業に関

する広報について、特段の配慮をいただくとともに、関係機関への周知について御協力いただきたい。



(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、今後、市町村は、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の整備に努めることとされたところである。

このため、市町村による体制整備の際には、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を果たしている隣保館等が、関係機関の一つとして、地域福祉の推進を担うことのできる機能を有していることについて、管内市町村に対し周知願いたい。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せて管内市町村に周知願いたい。

イ 関係部局・機関との連携【資料P95参照】

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体として活用できることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に周知願いたい。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を実施いただいているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況、「アイヌ政策推進会議」における検討状況、隣保館・生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよ

う、部落差別解消推進法等の関係法令の施行状況等も踏まえ、特段の御配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」が平成 28 年 4 月 1 日より施行されている。当該法律では、第 7 条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第 10 条において、第 7 条に規定する事項に関し、地方公共団体の機関の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、公立施設である隣保館等においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題とは）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

公立施設である隣保館等においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館等の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第3 成年後見制度の利用促進等について【資料P96参照】

1 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な手段であり、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられるが、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況である。

※ 認知症高齢者は平成24年に462万人（推計）で、2025年（平成37年）の認知症高齢者数は約700万人（推計）となる。このほか、軽度認知症高齢者は約400万人（推計）、知的障害児者（在宅）は96万人（平成28年）、精神障害者（外来）は361万人（平成26年）。

一方、成年後見制度の利用者数は平成29年12月末時点で約21万人。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」（議員立法）が成立し、同年5月に施行したところである。

また、平成29年3月に同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（計画期間は29～33年度の5年間。以下「基本計画」という。）が閣議決定されたところであり、今後の施策の目標として

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、基本計画に定める平成33年度までの工程表を踏まえて、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

厚生労働省では、基本計画に基づき、全国どの地域においても成年後見制度が必要な人が制度を利用できるよう、各地域における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や、市町村計画の策定を推進していくこととしている。

具体的には、

- ・「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き（平成29

年度老人保健健康増進等事業（実施主体：公益社団法人日本社会福祉士会））」を作成・周知

- ・市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度から普通交付税措置 約 300 万円（標準団体 10 万人規模）
- ・市町村職員等を対象とするセミナーの開催、ニュースレターの発行等を通じた自治体への体制整備の働きかけ

など、中核機関の整備や市町村計画の策定の取組を推進しているところである。

（２）平成 31 年度予算（案）について

平成 31 年度予算（案）においては、基本計画を踏まえ、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進するため、新たに「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」として

- ・都道府県による広域的な観点から管内市町村の体制整備を支援する事業や、
- ・中核機関の立ち上げや先駆的取組を補助

するための事業を創設し、3.2 億円を計上したところである。

また、新たに、国において、市町村や中核機関職員（今後中核機関になることを予定している機関を含む。以下同じ。）、都道府県の研修担当者向けの研修を実施するための費用として、0.3 億円を計上したところである。

<成年後見制度利用促進体制整備推進事業>

① 都道府県に対する補助事業

〔事業内容〕

広域的な観点から市町村における体制整備を推進するため、都道府県による以下のメニュー事業に対して補助を行う。

- ・体制整備アドバイザーによる広域的な支援体制整備

体制整備アドバイザーを雇い上げ、広域的な地域連携ネットワーク構築に向けた指導・調整、広域的な協議会の設置支援等を行い、地域連携ネットワークの中核機関の整備を推進する。また、都道府県が広域的な観点から実施する専門職団体や家裁等と連携した相談会や先進事例の普及啓発等を行う。

- ・市町村職員や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置

ノウハウに乏しい市町村や中核機関等への助言指導を行うための専門相談窓口

を設置する。

※平成 30 年度に、老健局において都道府県向けの補助事業として実施していた「成年後見制度利用促進連携・相談体制整備事業（認知症総合戦略推進事業 3.3 億円の内数）のメニューについては、本事業において引き続き実施。

〔実施主体〕 都道府県（都道府県社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

② 市町村に対する補助事業

〔事業内容〕

市町村に対する中核機関の立ち上げや先駆的取組に対する補助を行う。

・中核機関の立ち上げ支援

中核機関の立ち上げに向けた福祉、司法を含む関係機関による会議や先進地視察等に対して補助を行う。

・中核機関における先駆的取組の推進

中核機関における先駆的な取組を推進する。

〔実施主体〕 市町村（市町村社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、市町村 1 / 2

（３）今後の取組方針について

ア 地域連携ネットワークの中核機関の整備と市町村計画策定の推進

来年度は基本計画（平成 29 年度から平成 33 年度（2021 年度）までの概ね 5 年間）の中間年度であることを踏まえ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」の整備（※）や、地域の体制整備を計画的に進めるための「市町村計画」の策定の取組を推進していく必要がある。

※ 中核機関については、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の 4 つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるが、まずは、①広報機能や②相談機能の充実が優先されるべきであり、③成年後見制度利用促進機能や④後見人支援機能については、段階的・計画的に整備していくものとして差し支えないことに留意。

都道府県におかれては、家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体と緊密な連携の下、

- ・管内市町村の体制整備の状況を随時把握
- ・市町村職員向けの会議を開催し、管内市町村の取組状況の共有や全体の取組方針を伝達
- ・中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けたブロック別の会議の開催や、取組が遅れている市町村への個別の助言・指導
- ・その他、市町村や中核機関職員への専門的助言や、担い手確保、市町村職員や中核機関職員等の資質の向上など、

平成 31 年度予算（案）に盛り込んだ体制整備アドバイザー等の補助事業の活用などにより、広域的な観点から、管内市町村全体の体制整備について、主導的役割を果たしていただくようお願いします。

市町村におかれては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる体制を構築するため、平成 31 年度予算（案）に盛り込んだ中核機関の立ち上げ支援などの補助事業を活用し、中核機関の整備や市町村計画策定の取組を進めていただくようお願いします。

また、来年度から、新たに、国において中核機関職員や市町村職員、都道府県研修担当者に対する研修を実施予定であるので、都道府県及び市町村におかれては、関係職員の派遣について、特段の御配慮をお願いします。（詳細は別途連絡予定。）

< 研修体系のイメージ（案） >

- ① 基礎研修（前期・年度前半）（対象者：市町村職員＋中核機関職員）
2～3 日程度、全国 3 ヶ所で実施予定
- ② 応用研修（後期・年度後半）（対象者：中核機関職員）
2～3 日程度、全国 3 ヶ所で実施予定
- ③ 都道府県研修担当者向け研修（対象者：都道府県研修担当者（委託予定先の職員を含む））
1～2 日程度、全国 1 ヶ所で実施予定

※上記については今後変更がありうる。

イ 基本計画の中間年度における検討について

基本計画の中間年度である平成 31 年度においては、成年後見制度利用促進専門家会議において、各施策の進捗状況を踏まえて個別課題の整理・検討を行うことと

しているので、本会議における議論の状況について、御留意いただきたい。

2 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業と成年後見制度との緊密な連携の強化等について

日常生活自立支援事業については、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送られるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理の支援を行う事業であり、成年後見制度との緊密な連携の下、地域の権利擁護を支える重要な役割を担っている。

都道府県・指定都市におかれては本事業の重要性を考慮いただき、事業実施のために必要な予算の確保について御配慮願いたい。

また、基本計画においては、日常生活自立支援事業について、「今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。」とされている。

各都道府県・指定都市におかれては、基本計画を踏まえ、日常生活自立支援事業利用者のうち、成年後見制度への移行が必要な者を適切に移行させる取組強化を図るため、例えば、長期利用しており判断能力の低下が見込まれる者を契約締結審査会で計画的に審査する体制の整備等について、実施主体である各都道府県・指定都市社会福祉協議会への助言・指導をお願いする。

(2) 日常生活自立支援事業にかかる不祥事について

近年、日常生活自立支援事業の実施を背景とした社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。こうしたことは、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業への信頼が失われることになりかねない問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業の適正な実施について、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する指導・助言をお願いする。

第4 生活困窮者自立支援制度の推進等について

1 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 生活困窮者自立支援制度の施行状況 【資料P 9 9 参照】

施行4年目を迎えた生活困窮者自立支援法に基づき、全国903の福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において、各種の任意事業と併せて、包括的な支援が進められている。

制度の施行後の状況をみると、

- ・ 全国の自立相談支援窓口に約5,200人の支援員等が配置され、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約67万9千件、平成30年度は12月までの9ヶ月間で約18万件の相談があり、
- ・ そのうち継続した支援が必要とされ、それぞれの対象者に応じたプランに基づき支援が進められているのは、施行から3年間（平成27～29年度）で合計約19万4千件、平成30年度は12月までの9ヶ月間で約5万7千件にのぼる

など、本制度による支援が着実になされてきていると考えている。

各自治体におかれては、各事業の実施状況等を十分に検証しながら、引き続き本制度による取組のさらなる推進をお願いしたい。

また、任意事業については、特に人口規模の小さい自治体では実施率が低調な傾向がみられることから、未実施の自治体におかれては、今回の制度見直しや平成31年度予算（案）における新たな事業等に取り組んでいただくことにより、実施率の向上に努めていただきたい。

(2) 改正生活困窮者自立支援法等について 【資料P 1 0 1 参照】

生活困窮者自立支援法については、昨年の通常国会に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」を提出し、同年6月1日に成立、6月8日に公布し、その一部を改正した。その改正生活困窮者自立支援法（以下「改正法」という。）に係る施行については、二段階に分けて行うこととなっており、昨年10月1日施行分は、既に、関係の政省令の改正及び告示の制定、関係通知の改正等を行ったところ。本年4月1日施行分について、関係の政令は本年2月に公布したところであるが、今後、関係の省令の改正及び関係通知の発出等を行うこととしている。

今般、昨年10月1日施行分について、改めて、着実な施行に当たっての留意点等を

お示しするとともに、本年4月1日施行分について、その具体的内容等をお示しする。

ア 平成30年10月1日施行分

(ア) 基本理念の明確化

改正法において、生活困窮者の自立支援の基本理念として、

- ・ 生活困窮者の尊厳の保持
- ・ 就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
- ・ 地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備

を明確化した。（第2条関係）

生活困窮者自立支援制度の目指すべき理念については、従来より、運用の中で「生活困窮者の自立と尊厳の確保」、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」といった観点から、生活困窮者に対する包括的な支援を実施するものとしてお示ししてきた。しかし、生活困窮者に対する自立の支援は、法定事業を行う者のみならず、生活困窮者の生活と関わりのある事業を行う関係機関、民間団体、地域住民といった様々な支援者との連携及びこれらの協力によって実施されるものであることを踏まえ、このような多数かつ他分野にわたる関係者間において、これまで運用で示してきた理念を法定化による明確化を図ることで基本理念として共有し、共通認識とすることで一層の効果的な支援を目指すこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、本改正の趣旨も踏まえ、生活困窮者自立支援制度所管部局のみならず、様々な場を通じて、生活困窮者の自立支援に携わる関係機関や関係部局とも理念の共有を図りつつ、支援を進めていただきたい。

(イ) 生活困窮者の定義の明確化

改正法において、生活困窮者の定義について、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示した。

（第3条第1項関係）

この改正の趣旨としては、平成27年4月の施行当初から、改正前の生活困窮者の定義のもとで、「断らない相談支援」が実践され、縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える方々を広く対象として、就労支援のみならず、家計相談支援や住まいの確保など個々の生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を実施することにより、その自立を促進してきたところ。こうした実践を踏まえ、本改正

により、経済的な困窮に至る背景事情を入念的に明示し、関係者間において共有を進め、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととするものである。

このため、都道府県等におかれては、経済的な困窮に至る背景事情も踏まえた支援の展開をお願いするとともに、失業を背景事情とする経済的困窮のみを対象とするなど対象者を狭く捉えるという抑制的な運用とならないよう、改めて徹底をお願いしたい。

(ウ) 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

改正法において、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務とした。（第8条関係）

この改正の趣旨としては、施行後3年を経過し、支援の効果が現れてきている一方、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が数多くいるとの指摘もある中で、そうした方々の中には、日々の生活に追われ気力を失い、また自尊感情の低下等により、自ら相談や申請を行うことが難しい方も少なくない状況もある。こうした状況も踏まえ、本改正により、そうした自ら支援を求めることが難しい方々に対しては、自立相談支援機関の主導による把握だけではなく、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関における相談に確実につなげていくとともに、関係機関との連携の強化を図るものである。

このため、各都道府県等宛に発出している生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知において、本改正に係る内容を盛り込んでいる（※）ところであるが、各都道府県等における生活困窮者自立支援担当部局におかれては、本改正も契機として、改めて自治体内の関係部局に対し制度の趣旨や概要等を説明するなどして、自治体内の関係部局との連携の強化を図っていただきたい。

（※）生活困窮者自立支援制度と各制度との連携通知の中で、自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設に係る内容を盛り込んでいるもの

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」の一部改正について（平成30年10月1日付社援保発1001第1号、社援地発1001第1号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成30年10月1日付子家発1001第6号、社

援地発 1001 第 2 号)

- ・ 「生活困窮者自立支援制度と介護保険制度との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 3 号、老振発 1001 第 3 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付参自発 1001 第 1 号、社援地発 1001 第 4 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 8 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（総税企第 119 号、社援地発 1001 第 9 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 10 号、国住心第 393 号）
- ・ 「年金制度との連携及び国民年金保険料免除制度の周知について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 11 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度との連携について」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 12 号、保国発 1001 第 1 号、保高発 1001 第 1 号）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について（通知）」の一部改正について（平成 30 年 10 月 1 日付社援地発 1001 第 13 号）

（エ）関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

改正法において、事業実施自治体による、関係機関等を構成員とする生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議（支援会議）の設置を可能とし、会議の構成員に対し守秘義務をかけることにより、構成員同士が安心して情報の交換をできるようにした。（第 9 条、第 28 条関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 本人の同意が得られずに他部局・機関と情報共有できないケースや
- ・ 同一世帯の様々な人が別々の部局・機関に相談に来ているが世帯全体の課題として共有されていないケース

の中には、世帯としての状況を把握してはじめて困窮の程度が理解できるケースがあるとの指摘もなされている。こうしたことも踏まえ、会議における情報共有等により、世帯全体としての困窮の程度の把握が進み、深刻な困窮状態にある生

活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い者への早期の適切な支援につなげていくものである。

これを受け、厚生労働省としては、「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」（平成30年10月1日付社援地発1001第15号）において、支援会議について、その設置の趣旨、運営方法、構成員に対する守秘義務に関する内容等をお示ししている。このガイドラインの内容も参考にしつつ、都道府県等におかれては、本改正が、地域において、生活困窮者の中でも自ら支援を求めることが困難なために生活困窮者自立支援の相談窓口につながっていない方々を必要な支援につなげていくものであることも踏まえ、その設置に向けて取り組まれない。

（オ）自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

改正法において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること（第7条第1項関係）
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること（第7条第5項関係）
- ・ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）（第15条第4項関係）

を講じることとした。また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、今後3年間（2019～2021年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしている。

本改正の趣旨としては、両事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものである一方で、これまで任意事業であった両事業の実施率が約4割にとどまっている中、地域によっては需要が少なかったり、マンパワーや委託事業者の不足といった状況があること等も踏まえつつ、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとしたものである。

この両事業の全国的な実施の促進を図る観点から、「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針」（平成30年厚

生労働省告示第 343 号) により両事業の実施に当たっての取組方策等をお示しするとともに、併せて都道府県等が両事業を効果的に実施するに当たっての参考となるよう、両事業に関する自治体の取組事例を取りまとめ周知している。

また、両事業における全県的な体制整備を検討している都道府県等において、都道府県が主催する会議に厚生労働省の担当官を派遣し、両事業の実施の必要性等を説明するとともに、都道府県による広域実施など、その効果的な実施に向けた都道府県等からの相談に応じるなど継続的な支援を行ってきている。

両事業の全国的な実施に当たっては、都道府県による管内自治体の支援が重要と考えているので、都道府県におかれては、後述する「(カ) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設」の活用も含め、都道府県の主導による管内自治体に対する両事業の実施に向けた計画的な支援をお願いしたい。

(カ) 都道府県の市等の職員に対する研修等事業の創設

改正法においては、都道府県において、市等に対する研修、管内の自治体の任意事業等実施体制の支援、市域を越えた支援者のネットワークづくりなど、市等を支援する事業の実施を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：1/2）。（第 10 条関係）

この改正の趣旨としては、改正前においても、市等に対する必要な助言、情報提供その他の援助を行う都道府県の責務規定が設けられており、法律上の「その他事業」として、都道府県による管内自治体向けの研修事業等が展開されている中で、本改正により、法定事業として位置づけることで、都道府県の市等に対する支援のより効果的・効率的な実施の促進を図るものである。

このメニューの一つである「管内の自治体の任意事業等実施体制の支援」については、任意事業の実施率を高めるための取組として、都道府県の主導のもと、複数自治体による広域的な事業実施体制の整備を進めていく事業を念頭に置いたものであり、この中には、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施の努力義務化を踏まえた、自立相談支援事業と併せた一体的実施の促進を図るための都道府県による事業実施体制の構築支援も含まれていることから、都道府県におかれては、この積極的な活用を図られたい。

(キ) 福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

改正法においては、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施主体ではない福祉事務所未設置町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその事業に要する費用を補助することとした（補助率：3/4）。（第11条関係）

この改正の趣旨としては、福祉事務所未設置町村においては、各種事務の中で生活困窮者を把握することも多く、実質的には生活困窮者自立支援制度における一次的な相談窓口としての役割を担っているケースや、身近な町村においては相談体制が整備されていない地域もあるといった状況があり、これに加え、相談窓口の設置の必要性があるとする町村部も一定程度存在することも踏まえたものである。

本改正については、

- ・ 福祉事務所未設置町村については、法律上の実施主体が引き続き都道府県となることから、都道府県において相談対応を行う町村に対する適切な事業実施が求められること
- ・ 当該町村が相談対応を行うことを自発的に希望する場合に、その取組を支援するものであること

に留意された上で、都道府県におかれては、一次的な相談窓口の設置に関する町村の希望の把握を行うとともに、その設置を希望する町村に対し、当該町村との連携した継続的な支援体制の構築を図るなど、町村に対する必要な支援を行われない。

なお、今般、福祉事務所未設置町村と都道府県の自立相談支援機関との間の情報共有を円滑にする観点等から、福祉事務所未設置町村が用いる参考資料として、

- ・ 新規相談者の同意を得た上で福祉事務所未設置町村から都道府県の自立相談支援機関へつなぐ場合の様式（参考帳票類）
- ・ 情報提供や相談対応のみで終了したケースなども含め、同意のない新規相談件数等を福祉事務所未設置町村から都道府県の自立相談支援機関へ報告する場合の様式（参考報告様式）

をお示しする【資料P149参照】とともに、これらの様式の加工可能なエクセルファイルを厚生労働省ホームページに掲載するので、地域の実情に応じて、適宜、活用されたい。

イ 平成 31 年 4 月施行分

(ア) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

改正法においては、現行の一時生活支援事業を拡充し、生活困窮者一時宿泊施設等を利用していた人や居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することとしている。（第 3 条第 6 項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮者一時宿泊施設や生活困窮者・ホームレス自立支援センター等（以下「ホームレス自立支援センター等」という。）を退所し、集合住宅等で自立した生活を始める者については、地域において 1 人で住まうことに困難を抱え、再び路上生活に戻ってしまう可能性の高い者が多いこと
- ・ また、居住に困難を抱え、地域社会から孤立した状態にある者や、終夜営業の飲食店や知人宅など、屋根のある場所を行き来する不安定な居住状態にある者（以下「不安定居住者」という。）も多いこと

を踏まえ、上記の者に対し、地域で継続的・安定的な居住の確保を図る観点から居住支援の強化を図るものである。

今後、本事業については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部改正により、「厚生労働省令で定める期間」及び「厚生労働省令で定める便宜」を定めることとしている。

前者については、本事業と同種の事業である、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「自立生活援助」の利用期間が 1 年間とされていることも踏まえ、1 年間とする方向である。

後者については、訪問による必要な情報の提供・助言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、自立相談支援事業を行う者その他の関係者との連絡調整その他の日常生活を営むのに必要な支援とする方向である。

都道府県等におかれては、上記の趣旨等を御了知の上、平成 31 年度予算（案）における居住支援の推進の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

(イ) 子どもの学習支援事業の強化

改正法において、子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、

- ・ 生活困窮世帯の子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言

- ・ 生活困窮世帯の子ども等の教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。（第3条第7項関係）

この改正の趣旨としては、

- ・ 生活困窮世帯の子どもは、親との関わりが少なく生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱えていたり、保護者も子どもの生活面の課題を含め子育てに関する悩みを抱えているなど、子どもの生活環境が整っていない場合が少なくないこと
- ・ また、学習支援を行うにあたって、子どもがそうした生活面の課題を抱えたままであることが、子どもが落ち着いて勉強することや、周囲との関係づくりも含めた円滑な社会生活を送ることを難しくする場合があること
- ・ さらに、平成29年12月にとりまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」（以下「部会報告書」という。）においても、「学習支援のほか、生活習慣・環境の向上等の取組も事業内容として明確化すべき」との指摘や、主として高校中退の子どもや、高校へ行っていない子どもなどの高校生世代への支援を念頭に、「学習支援だけでなく自立に向けた支援が必要」との指摘がなされていること

を踏まえたものである。

この改正により、子どもの学習・生活支援事業の定義規定が新設されたことに伴い、本年2月、生活困窮者自立支援法施行令の一部を改正し、市等及び都道府県が行う当該事業に係る国の補助額を定める（施行令第2条第2項関係）など所要の規定の整備を行った。（生活困窮者自立支援法施行令及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第21号）（平成31年4月1日施行））

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組について、詳細は、今後、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（通知）を策定し、その中で、その取組の実施に当たって参考となる具体的かつ効果的な取組例としてお示しすることとしているが、具体的な取組内容としては、以下の「生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例」等を想定しているところ。この取組は、子どもの生活習慣や社会性の習得と併せて子どもの養育支援を

通じた世帯全体への支援が可能になることが期待されることから、都道府県等においては、平成31年度予算（案）における生活習慣・育成環境の改善に係る加算措置の活用も図りつつ、その取組の積極的な実施をお願いしたい。

【生活習慣・育成環境の改善に係る事業内容の例】

（ア）子どもに対する支援

・居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用して、子どもが支援員等へ相談ができる、あるいは子ども同士での交流ができる場所を提供

・日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付け、整理整頓、手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方や身だしなみに関する助言等

・社会性の育成

居場所づくりの場や家庭訪問時において、日常生活における挨拶や言葉遣いに関する助言、時間や居場所におけるルールを守ること、学習教室等への欠席の事前連絡や他の子どもとの接し方に対する助言等

・体験活動等

居場所づくりの場における調理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツレクリエーション、七夕会、クリスマス会等の年中行事体験や福祉施設への訪問、企業訪問や大学見学、地域行事やボランティア活動への参加等

・高校生世代への支援

学習支援を行っていた高校等進学者に対する居場所の提供の継続、その他の高校等進学者や高校等中退者、児童養護施設を退所した若者等に対する居場所づくりの場における個別相談の実施、大学等の見学、職場体験等

高校生世代を対象にした学習以外の社会保障制度や金銭管理など、自立した社会生活を行うための助言等

（イ）保護者に対する支援

・子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、家庭における食生活や衛生環境の改善、生活費の使い方といった家事や子育てに関すること、子どもとの接し方等に関する助言、講座や相談会（電話相談や親同士が悩みを打ち明けるなど交流会を含む。）の開催

等

- ・巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等により、その世帯の子どもの学習状況の確認や保護者の悩みに寄り添うとともに、必要に応じて自立相談支援事業の利用勧奨や各種支援策の情報提供や利用勧奨、利用方法の助言等

また、関係機関との連絡調整についても、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（通知）においてお示しすることとしているが、本事業や自立相談支援機関等の支援を通じて児童虐待の端緒を把握した場合には、別途通知している「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 2 号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局地域福祉課長通知）も参照いただき、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡するなど、適切に対応されたい。

ウ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、その中で、生活者としての外国人に対する支援の具体的施策の一つとして、生活困窮相談等への対応の充実が掲げられている。

具体的には、「失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。」とされている。

これまでも、外国人の支援ニーズが多い自治体においては、自立相談支援事業において、相談窓口への通訳配置が行われており、その配置はもとより、多言語に対応した遠隔通訳サービスや自動翻訳アプリを導入・運用する費用を含めて、生活困窮者自立支援制度の負担金（家計改善支援事業、就労準備支援事業等にあつては補助金）の助成対象としている。

先の臨時国会において、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を

改正する法律」が成立し、本年4月から新たな外国人材受入れのための在留資格が創設されることとなるが、生活困窮者に対する相談窓口において、地域の実情に応じて、上記通訳の配置等を行うなどして、外国人の支援ニーズにも対応できるような体制整備を図りたい。

(参考)「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) (抜粋)

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の改善等

- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【具体的施策】

- 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号39》

エ 生活困窮者自立支援制度における事業の委託について

生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、部会報告書において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託に当たっての留意点等を示すべきである。

とされている。

これを踏まえ、「生活困窮者自立支援制度における自治体事務マニュアルの改訂について」(平成30年10月1日社援発1001第1号)により、委託先の選定に当たっての留意点を以下のとおりお示ししている。(当該マニュアルP10参照)

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、事業の継続性の観点にも留意すること
- ・ また、制度施行後3年と間もない期間の中で、従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと

都道府県等におかれては、上記留意点について、事業の委託先の選定に当たっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

(3) 生活困窮者自立支援制度関係予算等について 【資料P105参照】

ア 平成31年度予算（案）について

生活困窮者自立支援制度関係経費の平成31年度予算（案）においては、これまでの予算を上回る438億円（対前年度7億円増）を計上し、子どもの学習・生活支援事業や居住支援の推進など改正法の着実な施行を図るとともに、就労・定着支援体制の拡充など制度の充実に向けた新たな取組を実施することにより、生活困窮者に対する包括的な支援体制の更なる強化を図ることとしている。

各自治体におかれては、相談支援や事業実施体制の充実など現に実施している事業を着実に推進していくとともに、以下のイからオに掲げる新たな取組も含め、積極的な事業展開をお願いする。

イ 子どもの学習・生活支援事業の推進

改正法により、従来の学習支援に加え、「子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言」や、「子どもの教育、就労といった進路選択に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整」を行う「子どもの学習・生活支援事業」として強化を図ることとしている。

新たに明文化された生活習慣・育成環境の改善等に関する取組については、平成30年度における子どもの学習支援事業実施自治体のうち半数程度の自治体しか取

り組んでいない状況であり、事業実施を強力に後押ししていく必要があることから、一定の加算措置を行うことにより、生活習慣・育成環境に関する助言等についても学習支援と同様に支援内容の必須化を目指していくものである。

加算措置の対象となる取組については、

- ① 子どもの生活面の課題の改善を図るため、その生活リズムの改善や社会性の向上を図る取組などを通じた、子どもの日常生活・社会生活能力の向上
- ② 子どもの生活環境の改善を図るため、その生活面の課題を保護者と共有しつつ、自立相談支援機関などの関係機関との連携も含め、子どもの養育に関する保護者への支援を行うことなどを通じた、子どもの育成環境の向上

に資する取組であり、想定される事業内容の例は、38 ページを参照いただきたい。

なお、居場所を開放しているのみで相談や助言等の体制がとれていない場合は、加算の対象としない。また、自治体における事業の実施要綱や委託契約の仕様書等において生活習慣・環境改善の取組の実施を明記するなど、実施自治体において、取組の内容や実績の確認ができる体制が確保されていることを要件とする。

また、今回の生活習慣・環境改善加算の創設に伴い、基本基準額及び既存の一部加算の水準見直しを行ったところであるが、高校生世代への支援、小学生に対する支援、教育機関との連携強化や家庭訪問の実施などの国庫基準の加算措置対象の取組を実施する自治体への一定の加算及び事業実績の高い自治体に対する支援実績加算は昨年度に引き続き行うこととしているため、都道府県等におかれては、管内自治体における一層の取組強化をお願いしたい。

ウ 居住支援の推進

(ア) 居住支援の推進

改正法により、現行の一時生活支援事業（国庫補助率 2/3）を拡充し、平成 31 年度予算（案）において、新たな事業（地域居住支援事業）を創設することとしたところであり、事業の詳細については追ってお示しするが、その概要については以下のとおりである。

- ・ 自立した生活のためのアフターフォローとして、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者に対し、一定期間、訪問による見守りや地域とのつながりの促進を目的とした支援など、日常生活を営むために必要な支援

を実施する。

- ・ 各地域において、利用可能なサービスの情報収集や、サービスの担い手の開拓等を行い、必要とする者の状況等に応じた適切な支援が提供されるよう、環境の構築を推進する。
- ・ 自立相談支援事業と連携し、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居住者、更には、ホームレス自立支援センター等の退所者が必要とする物件や、居住支援・生活支援に係るサービスの内容などを予め把握した上で、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅などへの円滑な入居を後押しする。

なお、今回の地域居住支援事業の実施に当たっては、従来の一時生活支援事業のメニュー（ホームレス自立支援センター等における生活困窮者に対する一定期間の衣食住の提供）を実施している又は実施することが前提である。

（イ）借り上げ型シェルターの確保推進

一時生活支援事業では、ホームレスのみならず不安定居住者までを事業を利用する可能性のある対象者と位置づけた上で、事業を実施しているところであり、その実施状況は、これまでの中心であった都市部のみならず、その他の地域まで広がっているところである。

このため、このような者の日常生活を安定的なものとするために、住宅の確保に先立って「一時的な居住先」を確保した上で、自立に向けた支援を受けることができるよう、旅館やアパート等の施設を借り上げる形式のシェルターの一層の確保に努めるとともに、宿泊料の上昇傾向を踏まえた、借り上げ料の見直し（増額〔6,000円→7,000円〕）を行うこととしている。

エ 就労・定着支援体制の充実

（ア）障害者就業・生活支援センターの活用による自立相談支援事業の機能強化

生活困窮者に対する相談窓口においては、障害者手帳を所持している者、メンタルヘルスの課題（うつ、不眠、不安、依存症、適応障害等）を抱えている者、コミュニケーションに課題を抱えている者、社会的孤立状態にある者（ひきこもり、ニート等）といった相談もあり、こうした相談に対しては、専門的な相談支援が求められることが多く、きめ細かな支援が求められている。

このため、自立相談支援事業の相談において、障害のうかがわれる者など一定の生活困窮者に対して、専門的な支援機関としてのノウハウを有する障害者就業・生活支援センターに委託して、自立相談支援事業等における就職や定着段階でのスーパーバイズ等を実施することにより、就労面・生活面一定的な支援を実施する。

(イ) 認定就労訓練事業の実施促進

認定訓練事業所に対する経済的支援は、現状では事業所の立ち上げ支援等に限定されており、支援対象者の傷害保険の保険料等は事業所が負担しており、当該事業を促進する上での課題となっている。

このため、認定訓練事業を実施するにあたって、認定訓練事業所の非雇用型の利用者向けの傷害保険加入料など就労支援に要する費用への補助の仕組みを導入することとしている。

オ 都道府県による市町村支援の充実

改正法により、都道府県の役割として、管内自治体へ

- ・ 自立相談支援事業従事者に対する研修
- ・ 各種事業の実施体制の整備の支援
- ・ 社会資源の広域的な開拓・市域を越えたネットワークづくり

を行う取組が、「都道府県による市町村支援事業」として努力義務と位置づけられた。

平成 31 年度予算（案）においては、前述の取組を推進し、各都道府県において、市域を越えて経験豊富な相談員へ相談をするための「支援者専用電話相談ライン（仮称）」の構築やメール相談受付への対応、他職種も含めたネットワークづくり等の取組など、支援員に対する相談・助言体制の構築のための取組を実施することができることとし、国はその要する費用を補助（補助率：1/2）することとしている。

これらの取組は、支援員の支援技術の向上に資するとともに、支援員が困難な事例に直面した際のバーンアウト防止に有効と考えられることから、各都道府県におかれては、事業の積極的な活用をお願いしたい。

カ 国庫負担・補助の基準について 【資料P 1 1 0 参照】

生活困窮者自立支援制度関係経費については、全国的な制度として予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、人口区分に応じた基本基準額を設定するとともに各種加算を設けるなど、きめの細かい国庫負担・補助基準を設けている。

今後とも、各自治体がこうした補助の仕組みを通じて、地域の実情に応じた実効性のある事業を展開できるよう、平成 31 年度国庫負担・補助協議においては、新たに以下の措置を講ずることとしたので、留意されたい。

なお、上述のイからオまで及び「2 生活福祉資金について」の（１）に盛り込まれた新規・拡充事項等に関する具体的な対象経費や国庫補助基準額等の詳細については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐事務連絡（「平成 3 1 年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫負担（補助）協議について（１回目）（依頼）」）でお示ししているので、御了知願いたい。

（ア）自立相談支援事業の支援実績加算の算定要件の見直しについて

自立相談支援事業の適切な人員配置を促進する観点等から平成 30 年度に創設した「支援実績加算」については、「新経済・財政再生計画改革工程表 2018」（平成 30 年 12 月 20 日経済財政諮問会議決定。以下「新改革工程表」という。）における K P I の見直しの内容を踏まえ、当該加算の算定要件の基準としている新規相談件数及びプラン作成件数の「目安値」を下方修正するが（詳細は 53 ページ参照）、今後も概ね平成 30 年度と同程度の自治体が当該加算を算定できるとの考えに立って、下表の a 欄に掲げる「現行の算定要件」を b 欄に掲げる「見直し後の算定要件」に見直すこととするので、御了知願いたい。

【支援実績加算の算定要件の見直しの概要】

※ 傍線か所が見直し部分

	a 現行の算定要件	b 見直し後の算定要件
新規相談 件数要件	新規相談件数が 「目安値を超えている」又は 「前年より 1 割以上増加」	新規相談件数が 「目安値を超えている」又は 「前年より 1 割以上増加」
プラン作成 件数要件	プラン作成件数が 「 <u>全国平均</u> を超えている」又は 「前年より 1 割以上増加」	プラン作成件数が 「 <u>目安値</u> を超えている」又は 「前年より 1 割以上増加」

(イ) 複数の加算要件を満たす自治体に適用する加算の特例

現行の自立相談支援事業の加算の算定方法については、算定要件を満たす加算のうち最も高い加算率を基本基準額に乗じる仕組みとなっているため、人口規模が同規模であれば、加算の算定要件をどれだけ満たすかにかかわらず同額の国庫負担額が適用されることになる。

しかしながら、「保護率が高いが区域がコンパクトで人口密度も高いため、集中的・効率的な支援が可能な自治体」や「過疎地域ではあるが、観光産業が活況で保護率が低く生活困窮者も少ないため、少ない人員でも効果的な支援が可能な自治体」など『いずれか1つの加算の算定要件を満たす自治体』よりも、「過疎地域でかつ保護率も高いため、支援が必要な生活困窮者が広範囲に点在している自治体」など『複数の加算の算定要件を満たす自治体』の方が対象者間・関係機関間の移動時間が長くなるなど支援が非効率になったり、相談窓口のランチ設置や支援員の加配が必要になるなど相対的な行政コストの負担も重くなっているものと考えられる。

また、既に基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される「保護率加算」や「過疎地域加算」を算定している自治体では、「支援実績加算」を算定するための人員配置の底上げや更なる取組の強化を行うインセンティブが働かないとの指摘もある。

こうした課題に対応する観点から、今般、複数要件該当の特例として、以下に掲げる加算の算定要件を複数満たす場合には、予算の範囲内で「基本基準額の1.6倍」を上限に嵩上げを行うよう見直すものとする。

【複数要件該当の特例の対象となる加算】

- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される保護率加算
- ・ 基本基準額の1.5倍の嵩上げが適用される過疎地域加算
- ・ 支援実績加算

(ウ) 支援実績減算の導入

法に基づく任意事業については、法施行以降、着実に実施自治体数が増加してきている一方で、各自治体の取組や支援提供体制の状況には地域差が生じており、それが各事業の利用実績の差の要因の一つとなって現れているものと考えられる。

特に就労準備支援事業や家計改善支援事業については、事業を実施しているにもかかわらず、年間を通じて利用者がほとんどいないなど事業実績が極めて低調な自治体が少なからず見受けられる。

このような状況を踏まえ、各種任意事業の利用促進など事業実施自治体の積極的な取組を促す観点から、それぞれの任意事業（一時生活支援事業を除く。）の性質や実態に応じて、年間の利用者数が全国平均値を大きく上回るなど事業実績の高い自治体に対して、予算の範囲内で基本基準額の加算を行う措置（支援実績加算）を平成 30 年度国庫補助協議から導入したところである。

一方で、年間を通じて利用者がいない状況が複数年度に渡って連続するなど事業実績が低調な自治体に対しては、これまでも機を捉えて減算措置の導入を予めお知らせしてきたところであるが、今般、その減算措置の対象となる自治体の要件及び具体的な措置の内容を以下のとおり定め、平成 31 年度の国庫補助協議から適用することとしたので、了知願いたい。

なお、これまで支援実績減算の算定方法については、「基本基準額（都道府県広域加算額を含む）を一定割合引き下げる」ものとしてお示ししてきたところであるが、この場合、執行率の高い（国庫補助対象経費の実支出額が国庫補助基準額を上回る）一部の自治体だけに減算効果が及ぶこととなり、減算対象となる自治体間でも公平性を欠く仕組みとなることから、その算定方法を「国庫補助所要額そのものを一定割合引き下げる」仕組みに見直すこととした。

また、これまで減算対象となる自治体に策定を求めることとしていた利用状況の改善方策等を盛り込んだ「実施計画」については、各自治体の事務負担にも配慮し、国から一律の策定を求めずに、減算対象となる自治体、また当該自治体を管轄する都道府県の自主性に委ねることとするので、国庫補助協議に際して、国（市町村にあっては都道府県）への提出は不要とする。

これらの方針変更も踏まえ、平成 31 年度（2019 年度）国庫補助協議においては、比較的緩い調整率により試行的に実施し、その改善効果を踏まえた上で、2020 年度以降の国庫補助協議においてより実効性の高い仕組みを講じることを予定しているので、現に減算対象となる自治体は、平成 31 年度中の利用状況の改善に努めていただくよう、よろしくお願いする。

【支援実績減算の減算措置の対象】

- ・ 就労準備支援事業、家計改善支援事業又は子どもの学習・生活支援事業を協議年度の前々年度から実施している自治体であって、協議年度の前々年度

から前年 12 月末までの間（平成 31 年度国庫補助協議においては、平成 29 年 4 月から平成 30 年 12 月までの間）に渡って、それぞれの事業ごとに利用者がいない状況が継続している自治体

【支援実績減算の減算措置の内容】

- ・ 協議年度の前年度の交付決定額に 0.9 を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする。
- ・ 自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施している場合（協議年度の前年度から一体的実施を行っている場合に限る。）は、協議年度の前年度の一体的実施に係る交付決定額に
 - a 家計改善支援事業、就労準備支援事業のいずれも対象要件を満たす場合は 0.9
 - b いずれか一方の事業のみ対象要件を満たす場合は 0.95を乗じた額を国庫補助所要額の上限とする。

※ これらにより難いときは、別途、個別協議に応ずるものとする。

（４）福祉部門と労働部門の連携による就労支援の強化 【資料 P 1 1 4 参照】

以下のとおり、自治体（福祉部門）と国（労働部門）との連携を強化することとしていることから、生活困窮者及び生活保護受給者に対する就労支援を、労働部門とも連携のうえ総合的・一体的に実施方お願いしたい。

ア 地域若者サポートステーション事業と生活困窮者自立支援制度の連携モデル事業「就職氷河期世代等無業者一体型支援モデルプログラム（仮称）」の実施

地域若者サポートステーション事業（以下「サポステ事業」という。）と生活困窮者自立支援制度（以下「困窮者制度」という。）の支援対象者については、障害が窺われる、自己肯定感が低いなど深刻化・複合化した課題を抱える者が多い現状がみられている。このような課題に対応するには、両制度が相互に連携したうえで、それぞれの強みを活かしたシームレス（継ぎ目がない）な支援が必要である。そのため、平成 31 年 4 月より困窮者制度とサポステ事業の一体的支援窓口をモデル事業として全国 12 箇所程度に整備し、概ね 40 代半ばまでの無業者を対象に、原則ワンストップ型で必要な支援・プログラムを実施する予定である。

また、モデル事業以外の既存事業については、現在、一部のサポステ事業者に

において、困窮者制度の利用者に対する支援を一律に拒む事案がみられているが、困窮者制度の利用者であっても、居住地域で就労準備支援事業を実施していないなど、困窮者制度の枠組みにおいてサポステ事業と同様の支援を受けることができない場合には、サポステ事業を併せて利用することを可能とする従来の取扱いをサポステ事業担当部局から今年度中に改めて周知する予定であるので、今後、両事業の積極的な連携による効果的な支援をお願いしたい。

イ 障害者就業・生活支援センターとの連携による自立相談支援事業の機能強化
前述のとおり、平成 31 年 4 月より障害者就業・生活支援センターにおいて、自立相談支援事業等における障害が窺われる方の就職や定着段階での助言等を実施することにより、自立相談支援事業における就労面・生活面の一体的支援の機能強化を図る予定である。

取組の概要については、下記の内容を予定しているが詳細は別途通知する。

- 厚生労働省職業安定局において、全国 50 箇所（予定）の障害者就業・生活支援センターに平成 31 年 4 月より就業支援担当者を配置。
- 厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室において、生活困窮者自立支援法第 7 条第 2 項第 3 号に基づく事業のうち「その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」として障害者就業・生活支援センターを運営する法人に生活支援員を配置するための費用を助成。

ウ 雇用関係助成金の周知・啓発

都道府県労働局（ハローワーク）が所管している雇用関係助成金のうち、特定求職者雇用開発助成金（生活保護等雇用開発コース）、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）については、生活困窮者の雇用にかかる要件の見直しを予定している。詳細は追って通知するが、その適正な活用により生活困窮者の就労・定着につながるよう、ハローワークと連携して当該助成金の周知・啓発の取組をお願いしたい。

エ 無料職業紹介の活用推進

平成 28 年に職業安定法の改正が行われ、地方公共団体が無料職業紹介を実施する場合の国への届出の廃止やその他の規制が緩和された。就労体験の事業

所で一般就労に移行しようとする場合等において、地方自治体自身が職業紹介を行えるようになることで、就労体験からのスムーズな一般就労移行が可能になることや、地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介を自ら行えるようになることから、地方公共団体においては都道府県労働局とも相談の上無料職業紹介の活用推進をお願いしたい。

(5) 就労支援に関する各事業への取組について【資料P 1 1 7 参照】

下記に記載する就労支援に関する各事業について、今後も引き続き積極的な活用をお願いしたい。

ア 認定就労訓練事業

認定就労訓練事業を推進するため、法律上の「その他事業」として、「就労訓練アドバイザー」、「就労訓練事業所属員」を配置することが可能なので積極的な活用をお願いしたい。また、改正法により、昨年10月から、国及び地方公共団体は認定就労訓練事業所の受注の機会を図るよう努める努力義務規定が創設されたことから、各自治体においては優先発注に係る規定の整備方よろしくをお願いしたい。

イ 就労準備支援事業

就労準備支援事業については、改正法により、昨年10月からその実施に係る努力義務規定が創設された。今後も積極的に当該事業に取り組むとともに、下記に記載する当該事業の加算制度も積極的に活用されたい。

- ・ 就農訓練事業

就労準備支援事業において農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援。

- ・ 福祉専門職との連携支援事業

社会福祉士、精神保健福祉士等障害者等の就労支援のノウハウ等を活用し、対象者に対する適切なアセスメントや支援におけるバックアップを実施。

- ・ アウトリーチ型就労準備支援事業

社会的孤立等の課題を抱えた者を対象にして、訪問支援等による早期からの継続的な個別支援を重点的に実施し、対象者に身近な就労体験先の開拓を実施。

ウ 農福連携の取組推進

生活困窮者が農業に従事することは、生活困窮者本人にとって、自然の中で作業を行うなどにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるなどのメリットがあるほか、農業分野の人材不足の解消に資するものと考えられる。就労準備支援事業や認定訓練事業においても、農業分野に関連する取組も実施しているところであるが、この度、農林水産省と連携の上、平成 31 年 4 月より農山漁村振興交付金のうち、農福連携整備事業（ハード対策）及び農福連携支援事業（ソフト対策）の支援対象者に生活困窮者も新たに追加する予定であるので、各自治体の農政担当部局、地方農政局、農業生産法人等関係者と連携のうえ、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

（６）平成 31 年度に向けた取組のポイント等について 【資料 P 1 2 0 参照】

ア K P I の見直しと平成 31 年度が目安値について

生活困窮者自立支援制度については、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定、平成 29 年 12 月改定、以下「改革工程表」という。）において 2018 年度までの K P I を設定しており、この K P I の内容を踏まえて、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、ステップアップ率の 5 項目を目安値として設定している。

一方、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定、以下「骨太方針 2018」という。）にて定められた「新経済・財政再生計画」において、「本基本方針も踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を 2018 年末までに示す」とされたことを受け、昨年末にかけて、経済・財政一体改革推進委員会等で新たな改革工程表の策定に関する議論が行われ、「新改革工程表」として策定された。

新改革工程表においては、骨太方針 2018 にて「改革工程表の全 44 項目を着実に推進」とされたことを受け、生活困窮者自立支援制度の着実な推進に関する事項についても K P I 等の見直しが行われた。

その K P I 見直しの内容について、

- ① 改正法において実施が努力義務とされた就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率を見える化指標として追加、
- ② ステップアップ率については、評価項目の充実や調査手法を個別調査から生活

困窮者自立支援システムデータを活用することにより、「自立に向けての改善が見られた者の割合」(※)に見直すこととしたほか、

(※)「自立に向けての改善が見られた者の割合」とは、プラン作成者(中断を除く)であって支援効果の評価に至った者のうち、自立に向けて、就労開始、家計の改善、自立意欲の向上・改善、生活習慣の改善又は住まいの確保・安定の改善等が見られた者の割合であり、具体的な把握方法は、評価実施総数のうち、評価シートの「見られた変化」でいずれかの項目に該当がある者の割合とする。

③ 新規相談受付件数については、施行後3年間の実績等を踏まえて数値目標を見直すこととした。(参考1参照)

これらのKPIの見直しを踏まえ、来年度の目安値を(参考2)のとおり設定する。
各自治体におかれては制度の施行状況を評価する仕組みとして、引き続きPDCAサイクルをしっかりと回しながら、取組を着実に進めていただくようお願いする。

(参考1) KPIの各数値について ※下線部は変更点

新改革工程表	旧改革工程表
<第1階層> ○福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率【見える化】 ○自立生活のためのプラン作成件数【<u>毎年度年間新規相談件数の50%</u>】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>毎年度プラン作成件数の60%</u>】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2021年度までに25万件</u>】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施率【見える化】 <第2階層> ○生活困窮者自立支援制度の利用による就	<第1階層> ○自立生活のためのプラン作成件数【<u>2018年度までに年間新規相談件数の50%</u>】 ○自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数【<u>2018年度までにプラン作成件数の60%</u>】 ○自立相談支援事業における生活困窮者の年間新規相談件数【<u>2018年度までに40万件</u>】 ○自立相談支援機関が他機関・制度へつないだ(連絡・調整や同行等)件数【見える化】 <第2階層> ○任意の法定事業及び法定外の任意事業の自治体ごとの実施状況【見える化】 ○生活困窮者自立支援制度の利用による就労

労者及び増収者数【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【毎年度 75%】 ○自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合【2021 年度までに 90%】	者及び増収者数増加効果【見える化】 ○就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018 年度までに 75%】 ○継続的支援対象者の 1 年間でのステップアップ率【2018 年度までに 90%】
--	--

(参考 2) 平成 31 年度を目安値について ※下線部は見直した点

平成 31 年度	平成 30 年度
○新規相談受付件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) <u>16 件</u> ※ <u>人口 10 万人未満の自治体については、人口規模別に設定する</u>	○新規相談受付件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) <u>26 件</u>
○プラン作成件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) <u>8 件</u> (新規相談受付件数の 50%)	○プラン作成件数 (人口 10 万人・1 ヶ月当たり) <u>13 件</u> (新規相談受付件数の 50%)
○就労支援対象者数 <u>5 件</u> (プラン作成件数の 60%)	○就労支援対象者数 <u>8 件</u> (プラン作成件数の 60%)
○就労・増収率 75%	○就労・増収率 75%
○ <u>自立に向けての改善が見られた者の割合</u> <u>85%</u>	○ <u>ステップアップ率</u> <u>90%</u>

イ 生活困窮者自立支援統計システムについて

(ア) 概要

自立相談支援事業においては、生活困窮者からの相談に応じ、当該生活困窮者の置かれている状況等を適切に評価・分析した上でプランを策定するとともに、当該プランに基づき、生活困窮者の自立に向けた各種支援の調整を行っていただいているが、その業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、

- ・ 全国統一のアセスメント、プラン等の様式（帳票類）の活用（業務支援ツール）
- ・ 当該入力情報の統計処理（統計ツール）

等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」（以下「システム」という。）を、政府共通プラットフォームを活用して平成 29 年 4 月より構築している。

（イ）運用における留意点

① 月次報告について、これまでは支援状況調査とシステムによる報告を並行して実施していただいていたところであるが、全自治体でシステムの導入が完了したことから、平成 30 年 10 月よりシステムによる報告に移行した。このため、当該月以降は、システムにより報告された数値を公表させていただくことから、以下の点に留意いただきたい。

○ 報告対象月の翌月 20 日までの報告を厳守すること。

※ 期限までに報告がない場合は、公表数値に反映できない（実績が 0 件になる）ことに留意されたい。

○ システム報告は「センター報告（センターから自治体への報告）」及び「自治体報告（自治体から国への報告）」の 2 段階の処理が必要であること。

○ 月次報告の項目については、新改革工程に定める K P I の進捗管理のため必要な項目も含まれており、都道府県別や全国の集計結果を得るためには、全ての自立相談支援機関においてシステムを活用し、月次報告を確実に実施していただく必要があるため、適切に御対応いただくようお願いしたい。

○ 就労者数・増収者数のうち就労支援対象プラン作成者分については、プランを作成していただき、就労・増収という結果が出た場合は、システム上でプランの評価を実施していただくことで、件数として計上されるため、プランの作成及び評価を確実に実施していただくようお願いしたい。

（ウ）就労者数・増収者数（総数）の把握

平成 30 年 9 月分まで支援状況調査により報告いただいていた「就労者数（一般就労総数）」「増収者数（総数）」については、プラン作成者以外も含まれることから、システムによる報告では把握することができないが、新改革工程表に定める K P I における「見える化」の対象項目となっていることから、半期に 1 回をメドとして、別途、調査を行う予定である。詳細は追ってお示しするので、ご対応をお願いしたい。

(エ) システムの一部改修

今回の改正法の国会審議において、生活困窮者の相談に関する分析や生活保護の窓口につないだ後フォローすべきといった様々な指摘がなされたところであり、「新改革工程表」におけるK P Iの見直しの内容等も踏まえ、「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」を見直すこととしている。

このため、平成 31 年度においてシステムの改修を予定しており、詳細は追って通知するが、予定している主な改修項目は以下のとおり。

- 元号改正に伴い、全ての帳票及び統計表を西暦表記で統一
- 自治体要望を踏まえた利便性向上のための改修
- 現行生じている不具合事象改善のための改修
- クロス集計の実施を可能とするなど、データの出力内容や集計項目の見直し
- 氏名・生年月日等により、過去の相談履歴・支援結果を抽出可能とする
- 帳票見直しに伴う改修（※）

※ 帳票の見直し内容については【P 1 2 3 参照】

ウ 自立相談支援事業の適切な人員配置等の促進

複合的な課題を抱えた生活困窮者については、施行 3 年で新たに支援につながった約 68 万人のほかにも少なからずいると考えられ、今後はこういった支援につながない生活困窮者を適切に自立相談支援につなげていくことが重要である。

平成 28 年度において支援実績の高い自治体の自立相談支援事業の支援員配置の状況をみると、概ね全自治体平均と比較して配置数が多くなっている現状があり、支援員が十分に配置されていることによって、アウトリーチや関係機関との連携強化、制度の周知など相談の掘り起こしにつながる取組が可能になるものと考えられる。

このような観点から、部会報告書においては、

- ・「自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を行うことを促進するため、新たな取組を行う必要がある」、
- ・「人員配置が手厚く実績も高い自治体がさらに取組を進めることができるようにするとともに、人員配置が十分ではなく実績もあがっていない自治体により積極的な取組を行うことができるよう、画一的ではなく柔軟性のあるものとすることが求められる」、
- ・「その際、国及び都道府県による助言が必要との意見があった」、

といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の内容も踏まえ、改正法においては、自立相談支援事業を行うために適切な人員配置を促進する観点等から、自治体に対する人員配置の努力義務を創設し、平成 30 年 10 月に施行したところである。当該法律上の措置に加えて、平成 30 年度からは、支援実績の高い自治体を補助に当たって適切に評価するとともに、人員配置の状況を全国との比較で客観的に把握できる仕組みを創設し、当該ツールを各都道府県に提供するなど運用上の取組を組み合わせること等により、人員配置の手薄い自治体の底上げを促してきたところである。

各自治体におかれては、これらの法律上・運用上の措置が講じられた背景・趣旨を十分に認識した上で、来年度以降の生活困窮者支援の更なる推進に向けて、今後の人員配置や支援のあり方について自治体内部で検討を重ねるなど、不断の努力のもと制度の「扇の要」である自立相談支援事業の相談支援体制の充実を図っていただくようお願いする。

エ 任意事業の実施促進

生活困窮者自立支援制度の任意事業、とりわけ就労準備支援事業と家計改善支援事業（以下「両事業」という。）については、自立相談支援事業による困窮からの脱却・自立を進めるための出口のツールとして、全国的にその実施率を引き上げていくことが重要である。

一方で、任意事業の実施率については、マンパワーや委託事業者の不足といった実情等により人口規模の小さい自治体ほど低い傾向があり、さらに多種多様な生活困窮者の人数を正確に把握することが困難であることも相まって、「利用ニーズが不明」（就労準備 37.9%、家計相談 25.0%）、「利用ニーズがあり事業化したいが予算面で困難」（就労準備 7.1%、家計相談 12.2%）といった理由で両事業を実施していない自治体が少なくない。

このため、国として、規模の小さい自治体も含めて支援ニーズが存在すること、そのため、両事業による専門的な支援は全国どの地域でも提供されるべきものであること等を明確にする観点から、改正法による両事業の実施の努力義務化、家計改善支援事業の補助率の引き上げ等の措置を通じて、自治体の実情に留意しながら、今後 3 年間（2019～2021 年度）を集中実施期間として完全実施を目指していくこととしたところである。

これを踏まえ、新改革工程表による見直し後のK P Iにおいても、見える化指標として「福祉事務所設置自治体による就労準備支援事業及び家計改善支援事業の実施率」が新たに設けられたところであり、今回の改正法による措置等を通じて、両事業の実施をさらに推進していくこととしている。

なお、2022 年 4 月を目途に全ての福祉事務所設置自治体において「完全実施」することを目標として掲げているものの、その目指すべき姿は、必ずしも全ての自治体が単独で直営又は委託により両事業を実施できる体制を整備することではなく、都道府県による広域実施等により複数自治体の共同実施がなされることで管内区域において両事業の実施体制が整備されていることも含め、実質的に生活困窮者がその居住地において両事業を利用できる体制が整備されていることが重要であると考えている。

各都道府県におかれては、今回の制度の見直しにおいて、全国的な事業の質を確保できるのかという観点も踏まえ、法律上両事業の実施を直ちに必須とするのではなく努力義務とした経緯も念頭に、事業を積極的に行う意思のある自治体のみならず、支援ニーズの多少や地域資源の偏在といった個別事情により、単独では両事業を実施することが困難な自治体等に対しても、それぞれが抱える課題を丁寧に解きほぐしつつ、一定の支援の質を担保しながら、両事業の実質的な完全実施を目指していくよう、御協力願いたい。

その際、両事業を実施しない理由として、ニーズは感じているものの「ニーズが少ないので事業化しにくい」（就労準備 28.1%、家計相談 19.5%）、「自立相談支援事業で対応可能」（就労準備 17.2%、家計相談 34.9%）といった理由をあげた自治体が少なくないことから、

- ・ それぞれの自治体の支援ニーズの多少やマンパワーの不足など個別事情を無視したフルスペックの事業展開を機械的に求めるのではなく、広域実施や巡回による実施、多様な既存資源の活用などその地域の実情に応じた柔軟な事業実施を提案する
- ・ 両事業の機能もソーシャルワークの一環であり、自立相談支援との間に連続性があるものの、両事業で行われる支援は、自立相談支援機関で行う支援とは専門性やアプローチが異なるものであることを丁寧に説明する

ことに重点を置きながら、実効性のある支援を心がけることが肝要である。

国としても、こうした都道府県の取組を強力にサポートする観点から、これまで

ニューズレター等を活用した先進事例の情報提供や都道府県が開催する管内市町村への制度説明会に職員を派遣し、両事業の実施の必要性を説明する機会や制度に関する意見交換等を行ってきた。

平成 31 年度においては、これまでの支援の中で認識された課題も踏まえた上で、平成 31 年 1 月 7 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡により策定を依頼した「事業実施計画」に基づき、両事業の実施に向けた取組の進捗管理等を行うとともに、自治体に対する単なる助言や情報提供だけでなく、自治体職員相互の顔の見える関係づくりや自発性・意欲の喚起なども含めた伴走型の支援を行うことを予定しているので、了知されたい。

(参考) 事業実施計画に関するスケジュール (案)

時期	実施内容	
	厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室	都道府県生活困窮者自立支援制度所管課
2019 年 1 月	各都道府県に「事業実施計画」の提出を依頼（平成 30 年 1 月 7 日付事務連絡）	「事業実施計画」の作成
2 月		「事業実施計画」を提出（2 月末日〆）
3 月	「事業実施計画」を確認し、必要に応じて修正を依頼	適宜修正の上、3 月末日までに最終的な「事業実施計画」を提出
4 月 ↓	計画の進捗状況を適宜確認の上、必要な助言・支援等を実施	管内の事業未実施自治体に対し、計画に沿った助言・支援を実施
2020 年 3 月	計画の振り返りと、次年度に向けた新たな「事業実施計画」の策定を依頼	次年度に向けた「事業実施計画」を策定

オ 高等教育無償化の制度の具体化に向けた動向 【資料 P 1 4 3 参照】

高等教育無償化の制度については、政府において、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき、その検討が進められ、昨年 12 月 28 日の関係閣僚会合で「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されたところである。

本方針においては、真に支援が必要な低所得者世帯の者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとされており、一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校

・専修学校に入学・在学している学生が支援対象とされている。

また、本方針に基づき、2月12日に関係法案が国会提出されたところであり、法案が成立すれば、新たな支援措置は、2020年4月から実施される予定である。

今後の検討状況については、文部科学省の担当部局とも連携し、随時お知らせしていくことを予定しているが、各都道府県におかれては、高校生世代の子どもがいる生活困窮世帯等これらの支援を必要とする世帯に確実に当該支援措置の情報が届くよう、管内市町村の生活困窮者自立支援制度担当部局はもとより、生活困窮世帯の子どもを対象とした子どもの学習・生活支援事業の実施者、これらの世帯が相談等に訪れることが想定される自立相談支援機関、家計改善支援機関や生活福祉資金の貸付窓口その他の関係機関に周知を図るよう、よろしくお願いしたい。

本方針、方針の概要、参考資料等については、文部科学省のホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページに掲載されているので、市町村等への周知に当たって参考にされたい。

なお、新制度の詳細について不明な点等があれば、文部科学省の高等教育段階の教育費負担軽減新制度PTまで問合せ願いたい。

○ 文部科学省ホームページ（高等教育段階の教育費負担軽減）

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

（7）平成31年度における人材養成について 【資料P160参照】

支援に携わる人材の養成は、本制度の推進に向けた要となるものであることから、国において、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業の支援員向けの養成研修も加えて実施しているところであるが、部会報告書において、自立相談支援事業従事者の人材養成研修については、2020年度をメドに、都道府県が実施主体になることが明記されている。また、今回、改正法において「都道府県による市町村支援事業」を都道府県の事業として位置付けており、その実施内容の一つとして、管内自治体の自立相談支援事業従事者に対する研修（都道府県研修）を盛り込んでいる。

2020年度からの人材養成に係る国と都道府県の役割分担の詳細は、追ってお示しする予定であるが、2020年度から都道府県が主体的に研修を実施していくに先立って、平成31年度（2019年度）においても引き続き、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修を実施する予定としていることから、各都道府県におかれては、積

極的に受講されたい。また、その研修内容やこれまでお示ししている都道府県研修の講義・演習教材や講師用手引き等を参考に、都道府県担当者や国研修の修了者等が協力して企画・立案を行った上で、都道府県研修を実施していただきたい。

なお、平成 31 年度の国における研修の開催予定は以下のとおりであるが、詳細は追ってお示しする。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- 自立相談支援事業従事者養成研修：主任相談支援員 240 名程度
：相談支援員 480 人程度（年 2 回開催予定）
：就労支援員 240 人程度
- 就労準備支援事業従事者養成研修：120 人程度
- 家計改善支援事業従事者養成研修：240 人程度（年 4 回開催予定）
- 担当者研修：140 人程度（年 2 回開催予定）

2020 年度から、都道府県が支援員向けの修了要件となる研修を実施するに当たっては、原則として、以下の要件を満たして実施していただくよう願います。

(1) 参加型研修 (※) の形式を取り入れること

※意見交換、事例検討等の参加者同士の交流を図るための取組のこと

(2) 研修企画チームをつくり企画・立案すること

(3) 制度の理念と基本姿勢を伝えること

※1 なお、「都道府県研修実施のための手引」「都道府県研修実施のためのカリキュラム」

(※2) を、研修の実施に当たっての参考とすることが考えられる。

※2 みずほ情報総研株式会社が作成し（平成 29 年 3 月）、全都道府県に配布

都道府県における研修の実施にあたっては、生活困窮者自立支援制度の新任者向けの研修だけでなく、現任者と一緒に実施したり、生活保護や障害、介護、地域共生などの他分野の支援員と一緒に開催する等の方法も効果的である。また、講師候補者を確保することが難しい場合には、一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークが作成した全国各地の講師候補者の情報リスト等も参考にしていきたい（平成 29 年 6

月 12 日厚生労働省生活困窮者自立支援室事務連絡「生活困窮者自立支援制度人材養成研修の講師登録のお願い」を参照のこと）。

また、平成 31 年度予算（案）において、地方自治体の抱える困難事例等に対して、専門スタッフを派遣しノウハウの伝達・助言等を行うとともに、支援員同士の情報共有・意見交換の場として情報共有サイトを運営することにより、支援員に対する全国的な支援体制を構築することを目的として「自治体・支援員向けコンサルティング事業」を実施することとしている。詳細は追ってお示しするが、研修や事業実施に不安を抱える都道府県等におかれては、本事業の積極的な活用について御検討いただきたい。

（８）その他

ア 全国担当国会議等の開催予定

平成 31 年度においては、全国会議の場において、改正法の施行状況や各地の取組事例等を伝達する機会のほか、地域ブロック単位で、事業の運営、支援のあり方等について、国と自治体の担当者が情報共有や意見交換を行う機会（ブロック会議）を設けることを予定している。ブロック会議の議題や開催時期・場所等の詳細については、今後、各ブロックの自治体担当者とも調整の上、追って、お知らせするので御承知置き願いたい。

（参考）平成 31 年度の全国担当国会議等の開催予定

開催時期	会 議
秋頃	ブロック会議
2020 年 1 月	全国厚生労働関係部局長会議
2020 年 3 月	社会・援護局関係主管課長会議

2 生活福祉資金について 【資料P 1 6 2 参照】

(1) 平成 31 年度予算（案）について

ア 償還努力を評価する仕組の導入について

生活福祉資金貸付制度については、公費を原資とした貸付制度であることから、償還が可能な方には可能な限り返済に努めていただくことが基本である。

しかしながら、現在、貸付を行っている債権の状況を見ると、借受人からの償還が一度もないケースや相当期間償還が滞っているケースも少なくなく、これらのケースの中には、転居等により行方が分からなくなり現住所の調査が必要になるなど、通常債権の回収と比べて相対的な事務負担や費用負担が重くなっているものも少なくないと考えられる。

こうした実態も踏まえ、平成 31 年度予算（案）では、これらの貸付金の適切な債権管理事務の実施を促す観点から、都道府県社会福祉協議会が行う償還の取組や債権の回収業務に係る体制を適切に評価する仕組みを設けることにより、貸付金の確実な償還を促し、原資の補助を前提としなくても、償還金収入のみで安定的に運営できる状況を目指していくこととしている。

具体的には、都道府県社会福祉協議会に対する事務費の補助金の算定に当たって、不良債権（初回の償還日又は最後に償還のあった日から2年を超え、借受人等から1度も償還のない債務をいう。）の償還実績を適切に評価するとともに、各都道府県社会福祉協議会が債権回収強化のための取組を地域の実情や特性に応じて、柔軟かつ効果的に実施できるよう、

- ① 債権回収に関する業務知識の蓄積や専門的な対応の強化を図る観点から債権回収業務に従事する専任の職員を配置等する場合や、
- ② 債権回収強化のための現行システムの改修や専門的な知識や経験を有する弁護士や民間事業者等のノウハウを活用するなど債権回収業務を効果的・効率的に行うための取組等を実施する場合

に、基本基準額に一定の加算を行うこととした。

各都道府県におかれては、管轄する都道府県社会福祉協議会の債権の状況を改めて確認の上、これらの仕組みも活用しながら、適切な債権管理事務の実施に努めるよう、都道府県社会福祉協議会への積極的な働きかけをお願いします。

なお、生活福祉資金貸付制度については、民生委員・児童委員の「世帯更生運動」に端を発する低所得世帯等が安定した生活を送れるようにすることを目的とした制

度であることから、貸付債権の回収にあたっては、例えば、債権回収会社（サービサー）に「丸投げ」し、機械的な債権行使により、債務者を心理的に追い込むことのないよう、制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会が主導的に関わる必要がある。

また、こうした借受人の中には、現に経済的に困窮しているなど生活に課題を抱えている方も少なくないことから、必要に応じて、民生・児童委員その他の地域の関係機関・関係者とも緊密に連携しながら、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業や家計改善支援事業等の利用の勧奨その他適切な措置を講ずるよう、よろしくお願いしたい。

イ 事務費について

生活福祉資金貸付事業にかかる事務費に対する補助については、平成 27 年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取崩して事務費に充当することを可能とする取扱いを行っている。

このうち、補助基準にかかる経過措置については、新たな補助体系に移行してから一定期間が経過したこと、また、経過措置の適用を受けていない都道府県社会福祉協議会との公平性の観点等から、今般、アの新たな評価の仕組の導入に併せて廃止することを検討しているので、当該措置を適用している都道府県においては留意されたい。

一方、貸付原資の取崩しに関する平成 31 年度の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）でお示ししたとおり、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携に関する課題への対応など、生活福祉資金貸付制度を取り巻く様々な状況にかんがみ、当面の間、これまでの取扱を据え置くこととしている。

今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等も含め、事務費のあり方について総合的な検討を行っていくこととするのでご承知置き願ひ

たい。

(2) 生活福祉資金を取り巻く状況について

ア 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、昨年度、2022 年 3 月末の予定で新規貸付の申込受付を終了する方針が独立行政法人福祉医療機構を通じて示されたところである。

このため、今後は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、部会報告書においても、

- ・ 「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・ 「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

部会報告書の指摘のとおり、年金担保貸付事業の廃止に当たっては、貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を生活福祉資金貸付制度で確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援すること等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付制度の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制

度の周知に努め、また、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進について積極的な取組をお願いしたい。

イ 会計検査院の意見表示と今後の対応について

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、

- ① 「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成し、都道府県に周知するとともに、都道府県社協における保有資金の額を十分に把握するための情報を明示するなどした上で、適切な評価を実施させ、貴省に対して評価に係る適時の報告等を行わせるなどの仕組みを整備すること」、
- ② 「保有資金の額が判断基準に照らして貸付事業の実施状況等からみて適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずることができるように、国庫補助金の交付要綱の改正等を行うとともにその旨を都道府県に対して周知すること」、

との意見が表示された。

これを受け、厚生労働省では、

- ・ ①の保有基準に関する意見表示については、平成 30 年 7 月 27 日付けで「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を作成し、
- ・ ②の交付要綱に関する意見表示については、平成 29 年 8 月 22 日付けで国庫返還に係る所要の改正を行い、

各都道府県知事等あてに通知したところである。

なお、保有基準の初回の評価の実施時期については、生活福祉資金貸付制度と密接に係る生活困窮者自立支援制度の改正法の施行状況や年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で、追って、正式に通知することとしているので、了知願いたい。

ウ 生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資

の一部について、2017 年度から 2023 年度までの 7 年間にわたって応分の国庫返還を
求めることとしている。

平成 30 年度の国庫への返還分については、平成 30 年 7 月 27 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学奨学金事業の拡充に伴う生活福祉資金（教育支援費）の貸付原資の国庫補助返還について（平成 30 年度）」により平成 31 年 1 月 31 日までに厚生労働省に返還額を報告いただくようお願いしたところであるが、一部の都県については、現時点で未報告となっている。既に御案内のとおり、国庫への返還を年度末までに確実にを行う必要があるため、当該報告書を未提出の都県におかれては、早急に提出
いただくようよろしくお願いします。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めていることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

また、現在、政府で検討が進められている高等教育無償化の制度（詳細は第 4 の 1（6）才参照）については、教育支援資金の今後の実需に影響を与えることも想定されるため、その動向について注視されたい。

3 ホームレス等への自立に向けた支援について 【資料P167参照】

(1) ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の見直しについて

厚生労働省では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「ホームレス特措法」という。）に基づき、平成30年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下「基本方針」という。）を策定したところである。

今般の基本方針においては、新たに、

- ① ホームレス自立支援センターを「生活困窮者・ホームレス自立支援センター」に、いわゆるシェルターを「生活困窮者一時宿泊施設」と名称を定め、
- ② 改正法に基づき
 - ・ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の自立支援の必要性
 - ・ホームレス自立支援センター等を利用していた者や居住に困難を抱える者等に対する居住支援の実施
- ③ ホームレスの高齢化や、路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、必要な医療サービスを受けることができるための相談・支援の実施

などの項目を新たに追加している。

各自治体におかれては、必要に応じて基本方針に沿って、実施計画を策定するとともに、ホームレス特措法及び基本方針を踏まえ、引き続き、総合相談事業や生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立相談支援事業の実施など、NPO、社会福祉法人等の民間団体との連携・協力の下、事業の推進を図られたい。

(2) 一時生活支援事業について

ホームレス対策は、ホームレス特措法等の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業等により実施している。従前からのホームレス対策や、生活困窮者自立支援法による効果等により、ホームレスが確認された自治体数が減少傾向であるが、一時生活支援事業では、確認されたホームレス数が少ない地域では、旅館やアパート等の一室を借り上げる形式の「借り上げ型シェルター」を実施する自治体の数が大幅に伸び、都市部においては、法人へ事業を委託し「設置型シェルター」として、民間アパートを借り上げ相談員が常駐するといった取組も見られるところである。また、平成31年4月の改正法の施行により、ホームレス自立支援センター等を退所した者、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者や不安定居

住者に対する居住支援の取組を強化するため、地域居住支援事業を創設し、更に、平成 31 年度予算（案）における借り上げ型シェルターの確保を推進するとともに、その単価を引き上げることとしたところである。

一時生活支援事業は、様々な実施形態が考えられるため、既に事業を実施している自治体の例も参考に、改正法の内容や平成 31 年度予算（案）の内容を踏まえ、ホームレス及び不安定居住者等が住まいを確保し、地域で安定した生活を送ることができるよう、各自治体の地域資源に応じた積極的な事業の実施をお願いします。更に、ホームレスを含め、居住に不安のある生活困窮者については、自立相談支援事業のアセスメントにより、居住の不安以外の課題についても十分に把握し、支援（一時生活支援事業の利用の他、既存の社会資源等の活用も含めた支援）を行うことが重要である。また、ホームレスが少ない自治体においても、住民の中には不安を抱える生活困窮者は一定程度存在することから、本事業の単独実施が困難な場合には、都道府県の主導による広域実施の方法により、一時生活支援事業を実施いただくよう重ねてお願いします。

（３）ホームレスの実態に関する全国調査について

ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）については、ホームレス特措法及び基本方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するため、各自治体に御協力いただき、毎年実施している。平成 31 年調査（平成 31 年 1 月実施）については、既に御協力いただいているが、来年も引き続き実施予定（2020 年 1 月を予定）であることから、平成 31 年度予算（案）に当該調査に関する所要の予算を計上したので、引き続き、御協力願いたい。

なお、調査の実施に当たっては、別途お示しする実施要領に基づき、適切な調査が行われるよう、特段の配慮をお願いします。

第5 消費生活協同組合の指導・監督について【資料 P173 参照】

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員のくらしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与しているところである。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

（1）組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における指導検査結果を見ると、策定すべき規定の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められている。

これらの組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、組合に対する指導・助言をお願いする。

（2）不詳事案について

近年、次のような組合による不詳事案が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例、組合の加入申込書を提出していないにもかかわらず組合に加入したものと扱っていた事例、契約者の意思が不明確にもかかわらず共済契約を締結したものと扱っていた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
- ・ システム上の操作の誤りや郵便物の宛先と内容物が異なり、組合員の個人情報が漏洩した事例

不詳事案が発生した場合には、その原因の把握や分析を行い、今後、同様の事案が繰り返されることが無いよう、適正実施に向けた確実な取組を行うことが重要である。

また、定期的な指導検査を行う際には、不詳事案を個別の組合のケースとして取り扱うことなく、他の組合においても類似の案件がないかといった視点に立った検査をお願いします。

(3) その他

財務状況が悪化している組合等課題を抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配意と必要な助言・指導をお願いします。都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と組合員活動を一体的に行ってきた組合は、その取組を通して地域に助け合いの輪を構築しており、近年は、さらに多種多様な取組や、行政と災害時の物資供給協定や高齢者の見守り協定を締結するなど、積極的な取組を展開している。

また、昨年度に引き続き、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組についての事例集（第二弾）を取りまとめ、都道府県等に配布するとともに、厚生労働省のホームページに掲載したところである。いずれの活動も、組合員同士の顔と顔が見え

る関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例である。

このように、今後、自治体との協定や関係団体等との連携を図ることにより、組合が地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、都道府県内の関係部署や関係市町村との連携、協力関係の構築を図るなど、必要な支援をお願いしたい。さらに、お示しした事例について、今後の取組みの参考としていただくよう併せてお願いする。

4 関係法令等の改正について

(1) 平成31年度税制改正について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の110%相当額）について、本年3月末までの適用期限とされていたところであるが、平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）において、当該特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされ、平成31年度より、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認める経過措置を講じる（※1）こととされた。

また、中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）は、特例の適用期限から2年延長された（※2）ところであるので、御了知願いたい。

○平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日閣議決定）抜粋

※1 7 その他の租税特別措置

【廃止・縮減等】

（6）公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる。

※2 2 中堅・中小・小規模事業者の支援

【国税】

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 消費税の軽減税率制度について

本年10月1日から消費税率の引上げが予定されており、これに伴い消費税の軽減税率制度が実施される。これにより、飲食料品を取り扱う組合においては、日々の商品の仕入れや売上げ管理等における適用税率の確認、帳簿・請求書等へ税率を区分して記載するなど、日々の取引や経理に影響が及ぶこととなる。

制度の円滑な導入に向け、各地の税務署、商工会等による事業者向け説明会や軽減税率制度に関するパンフレットの送付、個別相談、複数税率対応レジの導入・改修費用の補助支援策等が行われるとともに、総務省より各都道府県税務主管部長等に対して、制度の広報・周知等の協力依頼がなされているため、通知の内容に基づき、引き続き御協力をお願いする。

(3) 組合役員資格の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律では、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度については検討を加え、必要な見直しを行うこととされた。これを踏まえ、昨年の通常国会において成年被後見人の権利の制限を見直す関係法律を整備する法律案が提出され、継続審議とされているところである。今後、法律等の改正が行われた場合、円滑な実施が図られるよう具体的な運用について情報提供に努めていくこととしているので、御留意願いたい。

(4) 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

先般、消費生活協同組合法施行規則（以下「施行規則」という。）等の一部が改正され、本年3月31日より施行することとなっている。

① 第三分野共済の不確実性への対応について

組合において実施している、疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済の共済契約は、長期的な不確実性を有しているといわれており、第三分野の共済リ

スクに対して確実に共済契約者保護を図るため、施行規則等について所要の改正を行ったところである。

また、これらの改正に伴い、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号）及び「共済事業実施組合に係る検査マニュアルの策定について」（平成20年9月3日社援発第0903011号）についても一部改訂を予定しており、現在パブリックコメント（3月23日まで）を実施しているところであるので、御承知おき願いたい。

② 税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更について

組合の会計は生協法第51条の3において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされており、基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行うこととしているところである。

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正に伴い、施行規則においても、繰延税金資産はその他固定資産として、繰延税金負債については固定負債として区分して表示するよう所要の改正を行ったところである。

また、この改正に伴い、今後、「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」（平成20年3月28日社援地発第0328003号）についても一部改訂を予定しているので御承知おき願いたい。

（５）民法改正に伴う所要の対応について

社会経済の変化（取引の複雑高度化、高齢化、情報化社会の進展等）に対応し、民法のルールをより分かりやすいものとするため、先般、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が公布されたところである。この法律の施行により、意思表示、消滅時効、法定利率、保証契約、定型約款及び賃貸借契約等の債権関係の規定（契約等）を中心とした見直しが行われることとなり、施行期日は来年4月1日となっている。

貴都道府県が所管する組合の定款、共済事業規約及び貸付事業規約等について、改正後の民法との整合性を図るための変更等を行う必要がある場合は、遺漏のないよう対応願いたい。

5 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や集中豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については利用限度を設け、また、行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量制限なし）（生協法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20／100）（施行規則第11条第1項ホ）

において員外利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

6 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。本年は統一地方選挙及び参議院議員通常選挙が予定されていることから、組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

なお、第19回統一地方選挙に際しては、以下の通知を発出しているため、併せて御確認願いたい。

- ・「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成31年2月26日社援発0226第9号各都道府県知事宛厚生労働省社会・援護局長通知）

- ・「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」（平成 31 年 2 月 26 日社援地発 0226 第 3 号各都道府県消費生活協同組合主管部局長宛厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

連 絡 事 項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成 31 年度の全国民生委員児童委員大会は、福島県において開催することとしているので、ご承知おき願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

【第 88 回全国民生委員児童委員大会】

開催日：平成 31 年 10 月 17 日（木）～18 日（金）

会 場：ビッグパレットふくしま ほか（郡山市）

2 ひとり親支援施策と生活困窮者支援施策における子どもの学習支援事業の効果的・効率的な連携事例について 【資料P169参照】

生活困窮者自立支援制度及びひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業については、ともに施策の拡充が図られているところである。

両事業の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について（通知）」に記載のとおり、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供（生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成）や学習支援（進路相談、中退防止）、親への養育支援を行うものである。

一方、ひとり親家庭等の支援施策における子どもの学習支援事業は、大学生等の学習支援ボランティアの派遣等により、ひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るものである。

両方の事業の目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々の子どもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい。

なお、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）」を踏まえ、平成 30 年 11 月に各自治体での子どもに対する学習支援事業の取組事例を把握させていただき、子どもに対する学習支援を実施する上での参考情報として、ひとり親施策と生活困窮者施策の学習支援の連携事例についてまとめたので、事業の実施に向けた検討の参考にいただきたい。

3 平成31年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

例年、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催しているが、平成31年度は、以下のとおり開催することを予定しているので、御了知いただきたい。

なお、昨年実施した「会計研修会」については、全国会議の開催に併せて実施する予定としているので、職員の派遣についてご配慮をお願いする。

日 時： 2019年 5月20日（月）「消費生活協同組合行政担当者会議」
5月21日（火）「会計研修会」

場 所： 東京都内

※ 会議の詳細については、決定次第連絡する予定